

第6期成田市障がい福祉計画
第2期成田市障がい児福祉計画
(素案)

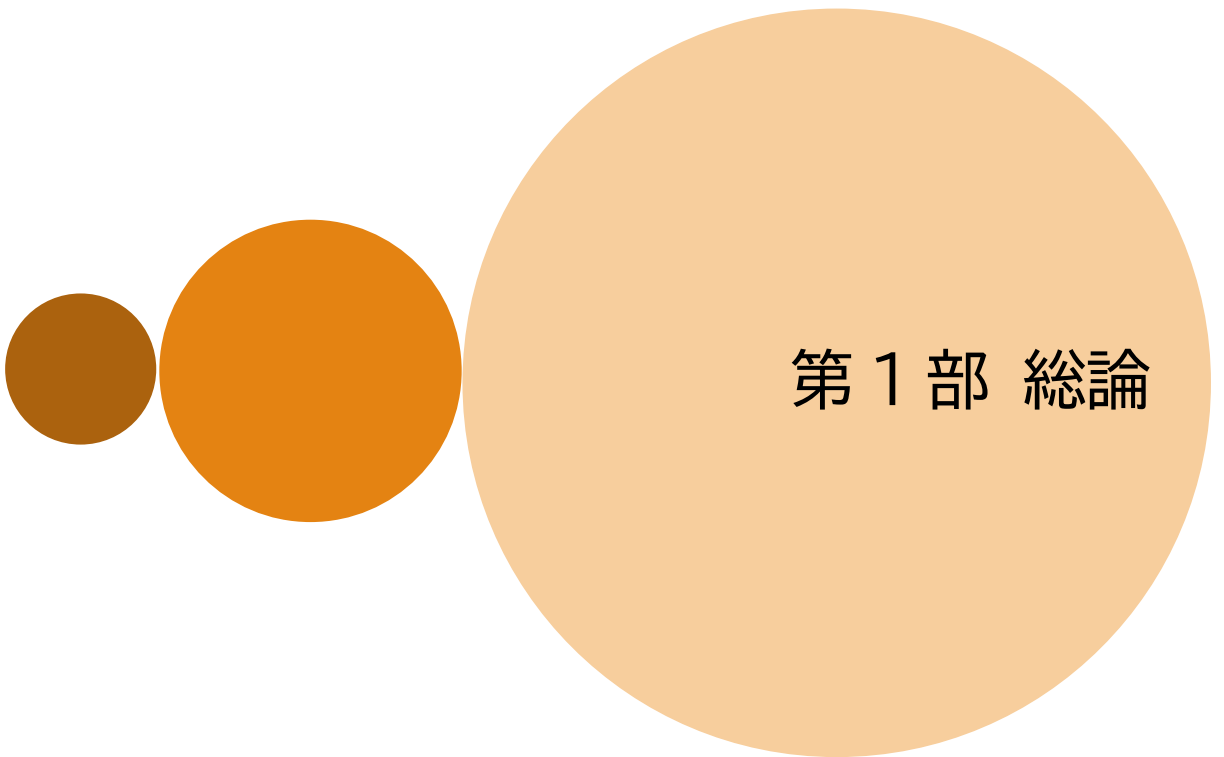
作品挿入予定箇所①

令和2(2020)年12月

成田市

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く環境.....	7
第3章 計画の基本理念及び基本目標.....	23
第4章 基本目標達成のための重点施策.....	26
第5章 計画の推進体制.....	34
第2部 各論.....	35
第1章 成果目標にかかる個別施策分野.....	36
第2章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策.....	48
第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	69
第4章 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策.....	90
第5章 成田市こども発達支援センターの運営方針等について.....	100
第3部 その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策について.....	104



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

これまでの国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成21（2009）年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成25（2013）年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30（2018）年4月に児童福祉法等と共に改正され、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

現行の「第5期成田市障がい福祉計画」の計画期間が令和2（2020）年度で終了することを受け、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価、検証し、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨などを踏まえたうえで、今後も誰もが認め合い、支え合える地域づくりをめざし、市民が相互の意識を合わせていくことが必要です。

そこで、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、地域住民、関係者、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間として、第6期成田市障がい福祉計画、第2期成田市障がい児福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定するものです。

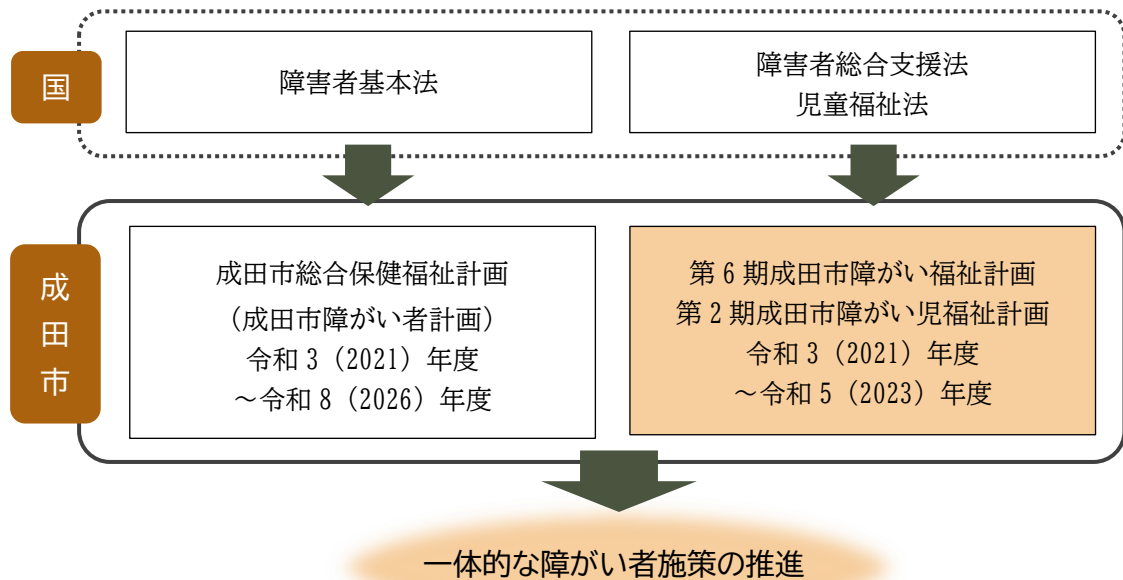
作品挿入予定箇所②

2 計画策定の趣旨と位置づけ

本計画は、これまでの法整備の状況を踏まえ、地域移行や就労支援など多岐にわたる福祉施策を総合的に推進するために策定します。また、本計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す計画として策定するもので、「成田市総合保健福祉計画」の障がい福祉分野を具現化する実施計画として位置付けます。

併せて、児童福祉法の一部改正（平成 28（2016）年 4 月施行）により、市町村は国の基本指針に即して「市町村障害児計画」を定めるものとされたことから、本市では、第 5 期障がい福祉計画から引き続き、第 2 期障がい児福祉計画を第 6 期障がい福祉計画と一体として策定します。

●計画の位置付け●



作品挿入予定箇所③

●障害者総合支援法における障害福祉計画(成田市障がい福祉計画)の位置付け●

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

●児童福祉法における障害児福祉計画(成田市障がい児福祉計画)の位置付け●

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

●障害者基本法における障害者計画(成田市総合保健福祉計画)の位置付け●

第 11 条

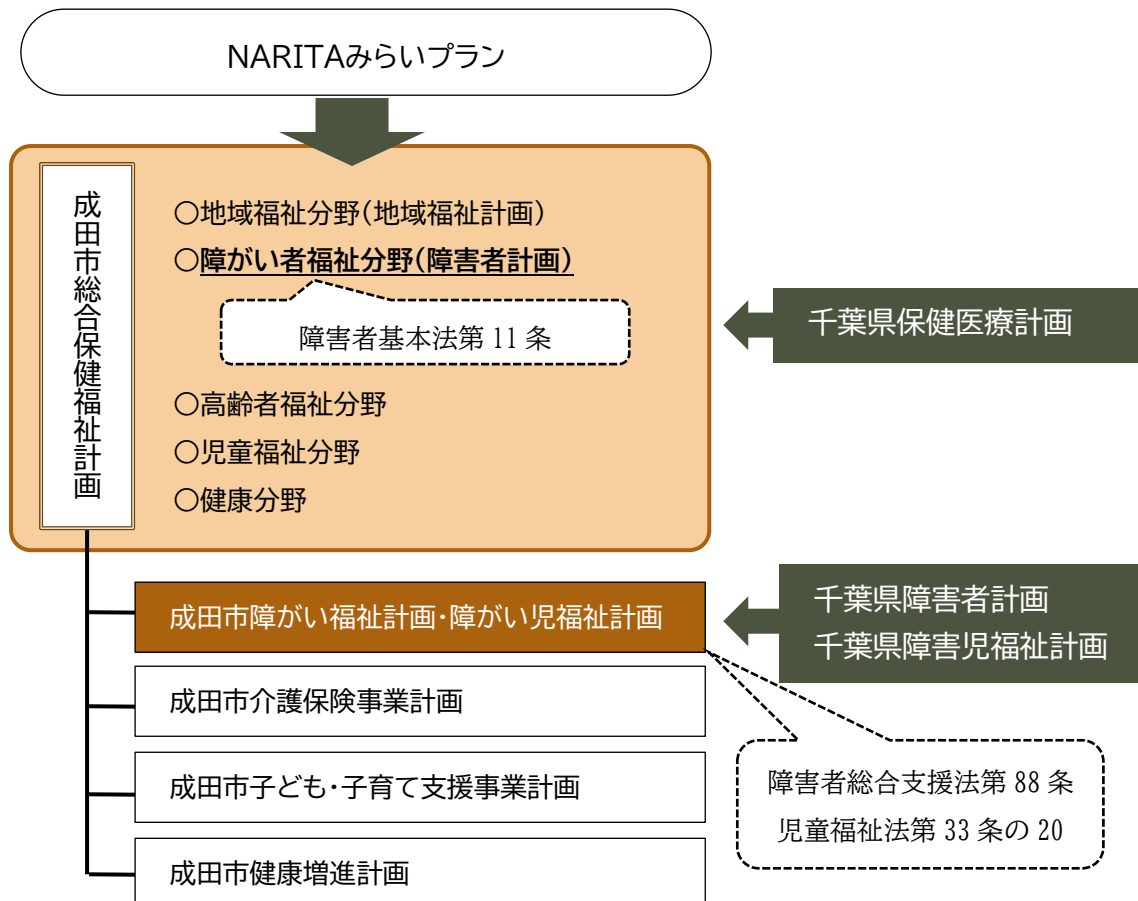
3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

計画の期間と関連計画

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間として策定します。

平成27 Q2015 年度	平成28 Q2016 年度	平成29 Q2017 年度	平成30 Q2018 年度	令和元 Q2019 年度	令和2 Q2020 年度	令和3 Q2021 年度	令和4 Q2022 年度	令和5 Q2023 年度	令和6 Q2024 年度	令和7 Q2025 年度	令和8 Q2026 年度
成田市総合計画 NARITAみらいプラン 平成28（2016）年度～令和9（2027）年度											
成田市総合保健福祉計画 （成田市障がい者計画） 平成27（2015）年度～令和2（2020）年度						成田市総合保健福祉計画 （成田市障がい者計画） 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度					
第4期 成田市障がい福祉計画			第5期 成田市障がい福祉計画 第1期 成田市障がい児福祉計画			第6期 成田市障がい福祉計画 第2期 成田市障がい児福祉計画			第7期 成田市障がい福祉計画 第3期 成田市障がい児福祉計画		

本市の総合計画である「NARITAみらいプラン」や「成田市総合保健福祉計画」に加え国及び千葉県の計画等との整合性を図り、情報共有や方向性の整理等の連携を図ります。

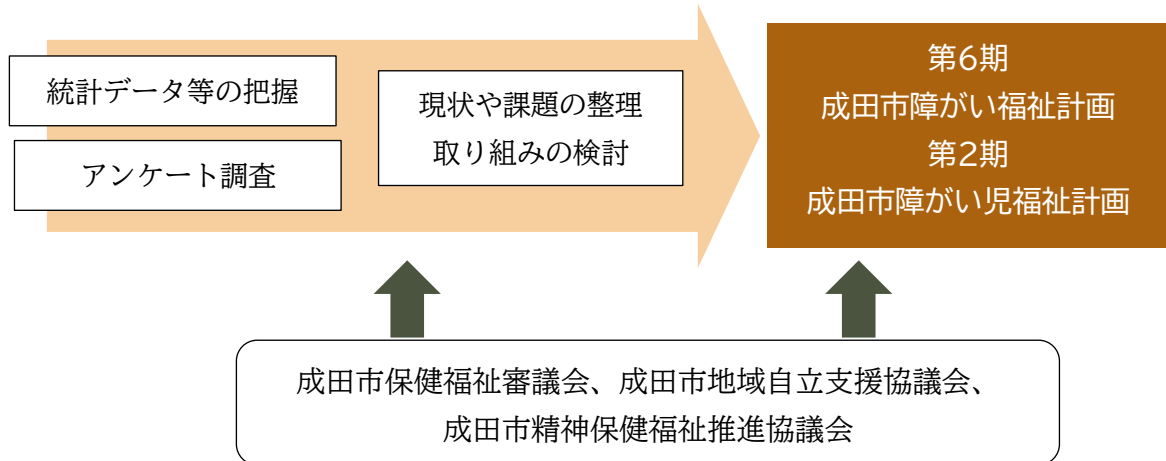


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、成田市の障がいのある人の実情に沿った計画とするために、障がいのある人へのアンケート調査を実施しました。

また、学識者、関係団体、市民で組織された成田市保健福祉審議会をはじめ、成田市地域自立支援協議会、成田市精神保健福祉推進協議会などの関係機関からご意見を伺いながら策定しました。

●策定の流れ●



作品挿入予定箇所④

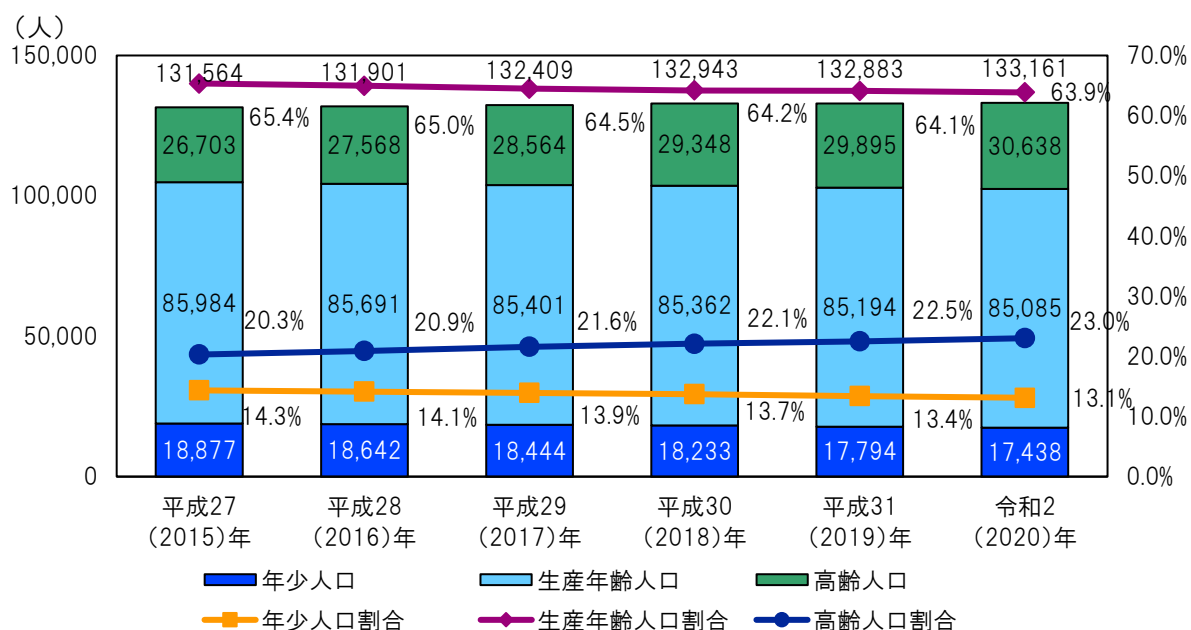
第2章 成田市の障がい福祉を取り巻く環境

1 人口の状況

市全体の人口は緩やかな増加傾向で推移しています。

年齢3区分で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少しており、高齢人口が増加しています。高齢人口の占める割合も増加しており、令和2年時点で23.0%となっています。

●総人口及び年齢3区分別人口と構成比の推移(各年3月31日現在)●



※年齢区分として0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を高齢人口と示しています。

資料：成田市住民基本台帳

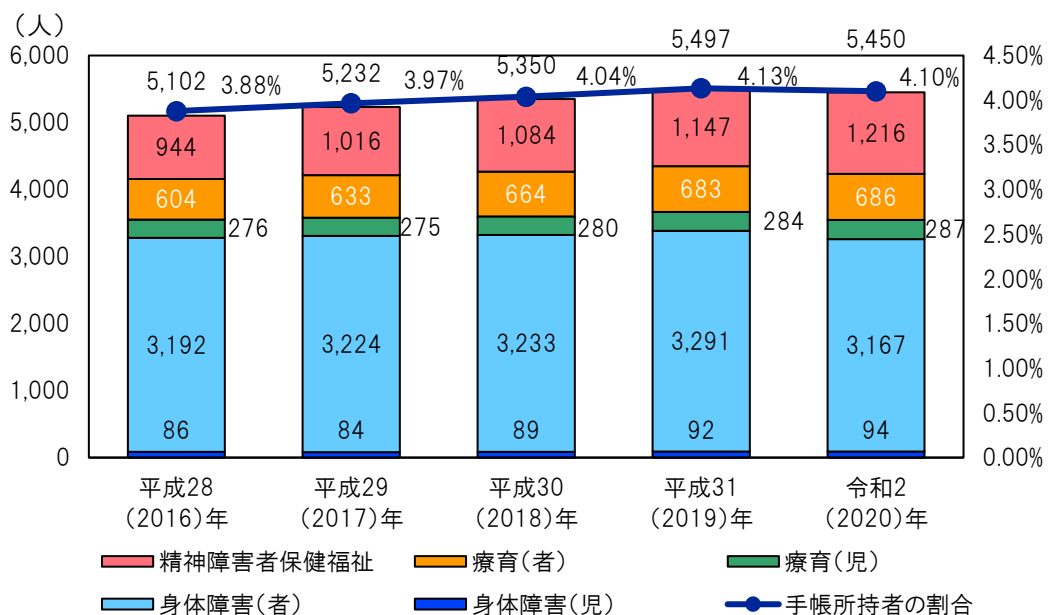
2 手帳所持者数等の状況

市における手帳所持者数は、令和2（2020）年時点で5,450人となっています。手帳所持者数は、令和2年で減少しているものの、増加傾向となっています。総人口に対する手帳所持者の割合も増加傾向で推移していますが、平成31（2019）年から令和2年にかけてわずかに減少しています。

手帳所持者のうちの約6割が身体障がい者・児となっています。

手帳種類別にみると、令和2年で身体障害者手帳所持者が減少していますが、療育手帳所持者数及び精神保健福祉手帳所持者数は増加しています。

●手帳所持者数及び総人口に対する手帳所持者の割合の推移(各年3月31日現在)●



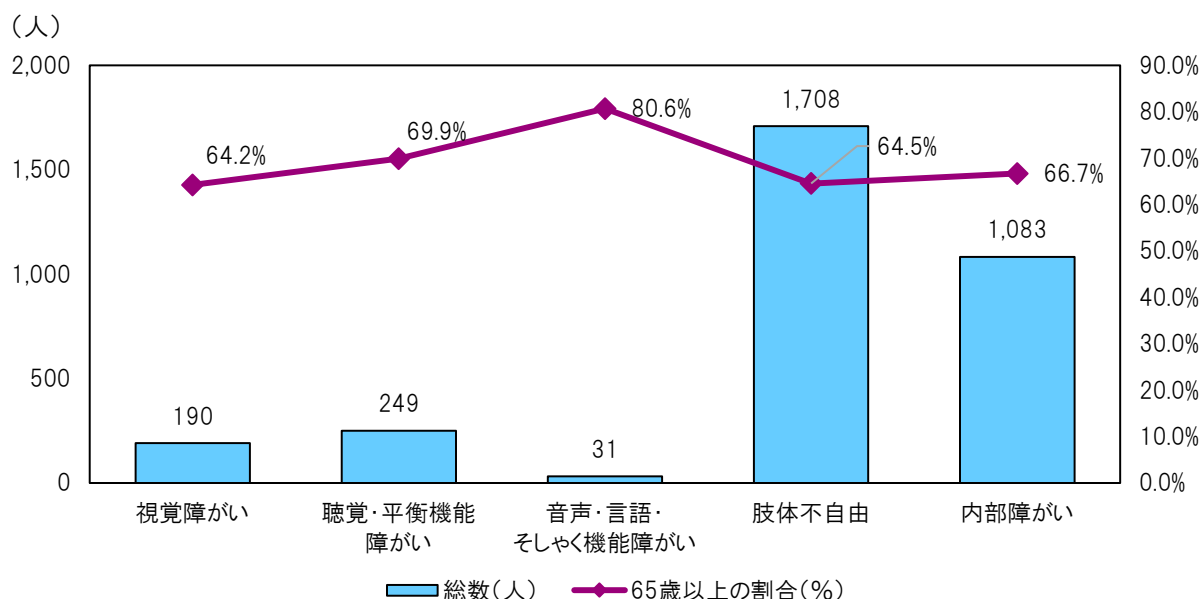
資料：障がい者福祉課

(1)身体障がい者

手帳種類別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。いずれの種類も65歳以上の割合が6割以上となっており、特に音声・言語・そしゃく機能障がいにおいては65歳以上の割合が80.6%と高くなっています。

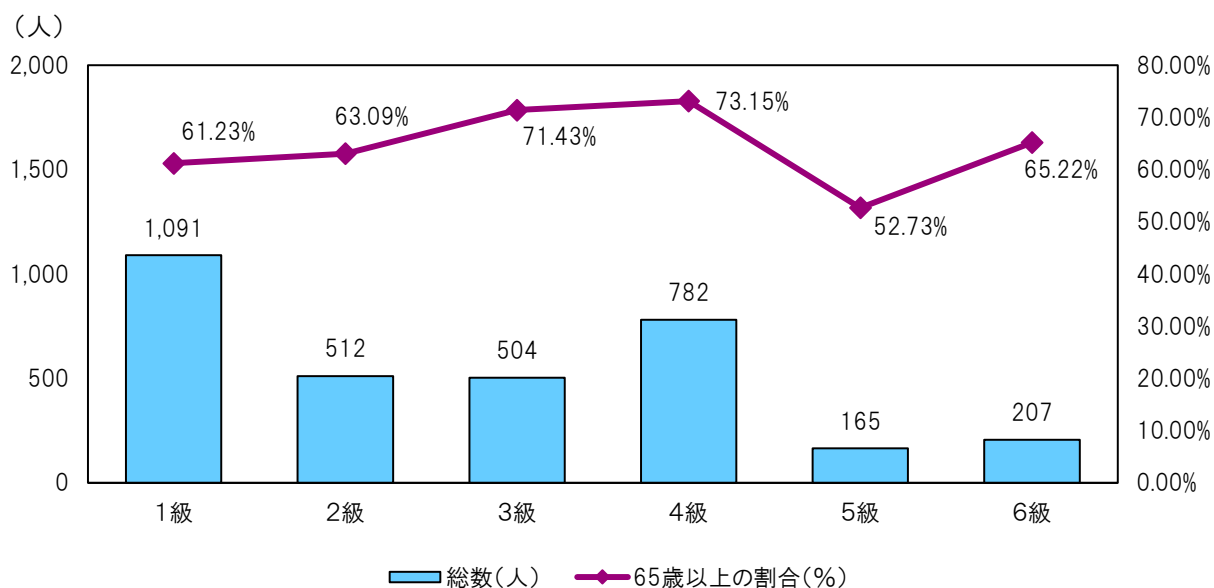
等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級、2級、3級となっており、より重度の割合が高くなっています。

●身体障害者手帳種類別所持者数(令和2(2020)年3月31日現在)●



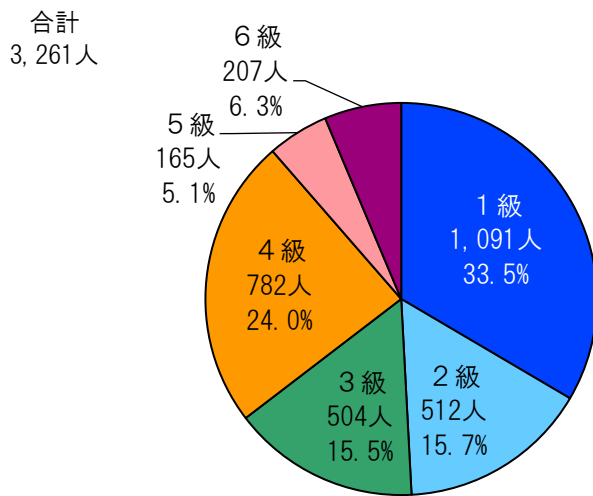
資料：障がい者福祉課

●身体障害者手帳等級別所持者数(令和2年3月31日現在)●



資料：障がい者福祉課

●身体障害者手帳所持者の等級別割合(令和2(2020)年3月31日現在)●

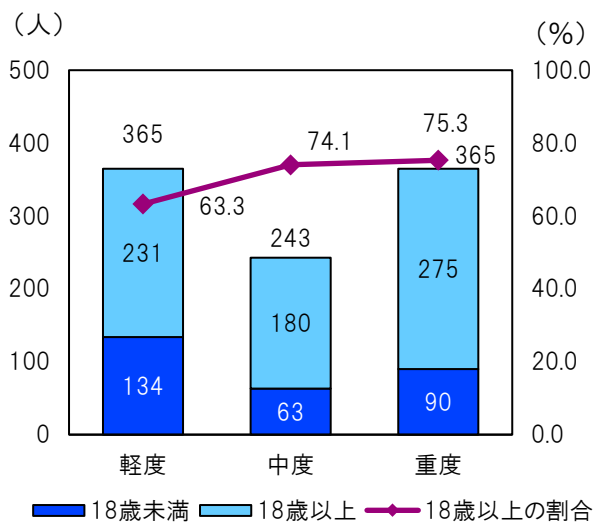


資料：障がい者福祉課

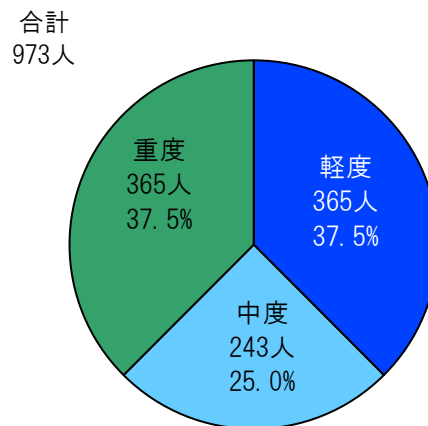
(2)知的障がい者

療育手帳所持者の程度は軽度が最も多く、程度が重くなるほど少なくなっています。18歳以上では中度の人数もやや多くなっています。

●療育手帳所持者数
(令和2年3月31日現在)●



●療育手帳所持者程度別割合
(令和2年3月31日現在)●



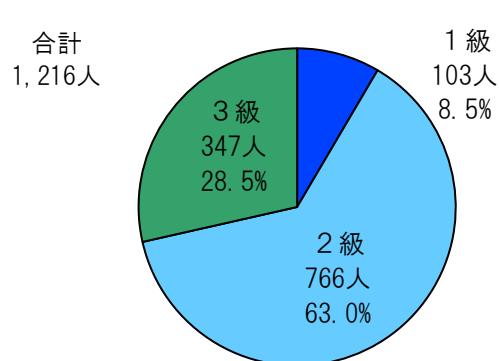
資料：障がい者福祉課

(3)精神障がい者

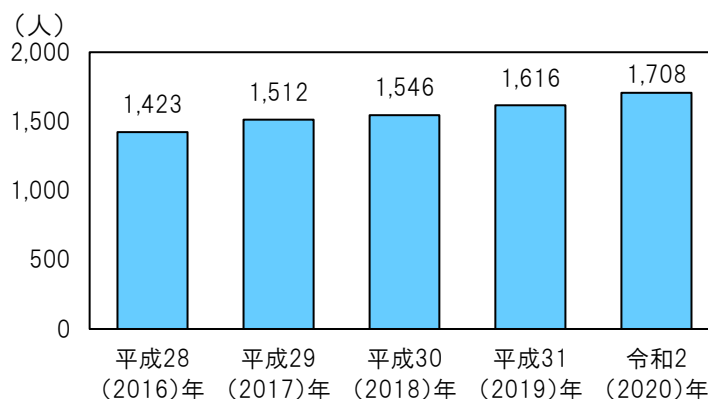
精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2（2020）年時点で1,216人となっています。平成28（2016）年時点の944人と比べると、この5年間で28.8%増加しています。等級別に見ると2級が最も多くなっています。

また、自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数は増加傾向となっており、令和2年時点で1,708人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合(令和2年3月31日現在)●



●自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数の推移(各年3月31日現在)●



資料:千葉県精神保健福祉センター

(4)障害支援区分の認定者数

障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の認定者数は、年度によって変動がありますが、直近3年間では平成30（2018）年度が特に多くなっています。

令和元（2019）年度では区分2が最も多く、次いで区分3、区分4となっています。区分2が最も多い傾向は直近3年間で続いています。

●障害支援区分の認定状況●

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	認定者数 (人)	割合 (%)	認定者数 (人)	割合 (%)	認定者数 (人)	割合 (%)
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	2	1.0%	5	2.0%	6	3.9%
区分2	51	25.8%	67	27.0%	43	27.9%
区分3	33	16.7%	57	23.0%	27	17.5%
区分4	35	17.7%	37	14.9%	25	16.2%
区分5	30	15.2%	41	16.5%	23	14.9%
区分6	47	23.7%	41	16.5%	30	19.5%
合計	198	100.0%	248	100.0%	154	100.0%

資料：障がい者福祉課

(5)障がいのある児童・生徒

近隣の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況は、中等部3年生から高等部3年生までの合計が116人となっています。その中で、知的障がい児が110人と最も多くなっています。

成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況は、一般就労と、施設通所が占める割合が多くなっています。

●近隣の特別支援学校・聾・盲学校在籍状況●

	合計	身体	知的	精神
中等部3年生	38	0	37	1
高等部1年生	26	1	24	1
高等部2年生	24	0	22	2
高等部3年生	28	1	27	0
合計	116	2	110	4

資料：各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

●成田市在住の特別支援学校高等部3年生の進路状況(人)●

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
一般就労	13	11	11
施設入所	0	0	0
施設通所(就労移行支援、就 労継続支援B型、生活介護 等)	11	12	8
在宅療養	2	0	0
その他	1	1	1
合計	27	24	20

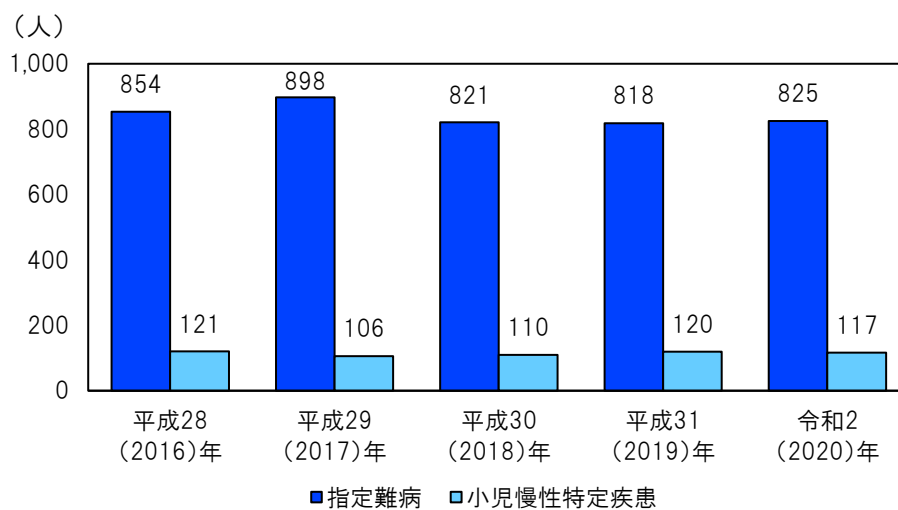
資料：各特別支援学校、千葉聾学校、千葉盲学校

(6)難病

指定難病の医療費受給者数は平成30（2018）年以降横ばい傾向にあります。

また、小児慢性特定疾患の医療費受給者数は増減を繰り返しながら推移しています。

●指定難病等医療受給者数の推移(各年3月31日現在)●



資料：印旛健康福祉センター事業年報

3 アンケート調査の概要

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握・分析し、計画策定および施策推進のための基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

(2)調査対象者

本市に居住する 65 歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病認定者

(3)調査期間

令和 2 (2020) 年 1 月 17 日～2 月 3 日

(4)調査方法

郵送配布・郵送回収による調査票調査方式で実施。

(5)配布数と回収状況

配布数: 2,879 件

有効回収数: 1,235 件

有効回収率: 42.9%

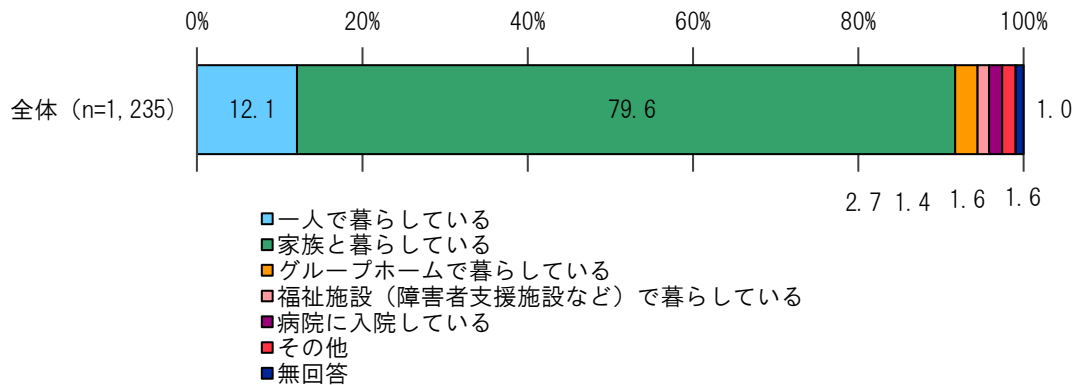
(6)調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

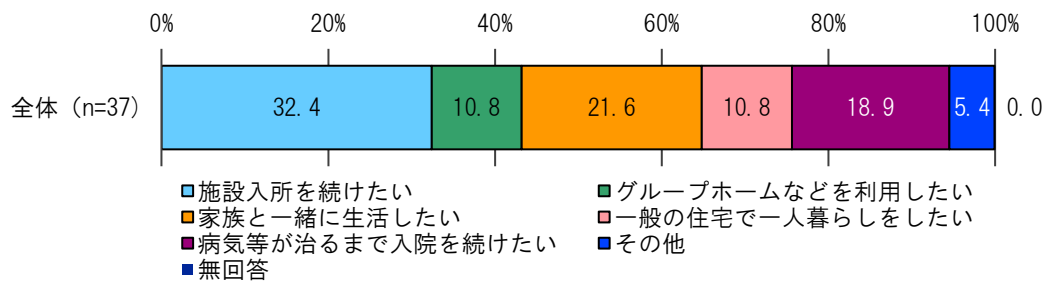
(7)調査結果

●住まいや暮らしについて●

現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」が79.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が12.1%、「グループホームで暮らしている」が2.7%と続いています。「福祉施設（障害者支援施設など）で暮らしている」割合は1.4%で、在宅で暮らしている割合が高くなっています。

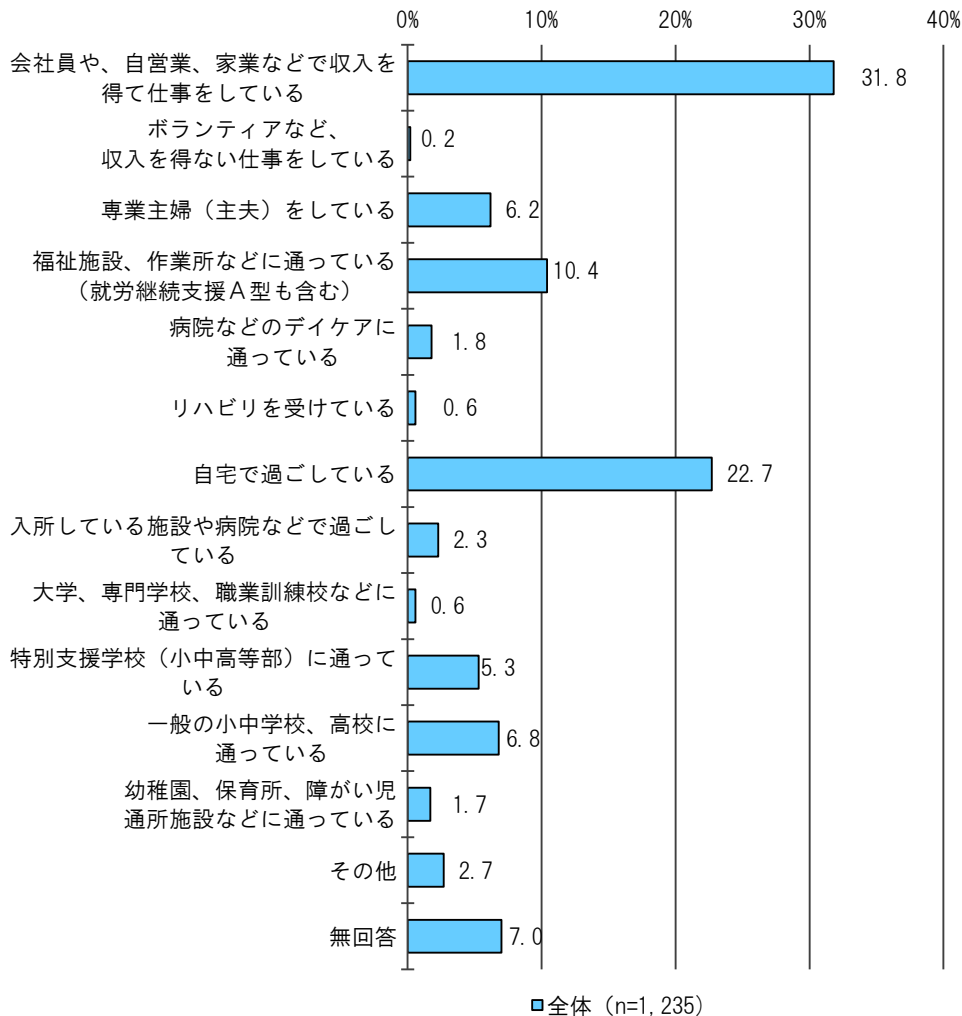


現在福祉施設や病院に入院している人の、将来の生活に対する希望については、「施設入所を続けたい」が32.4%、次いで「家族と一緒に生活したい」が21.6%、「病気等が治るまで入院を続けたい」が18.9%と続いています。

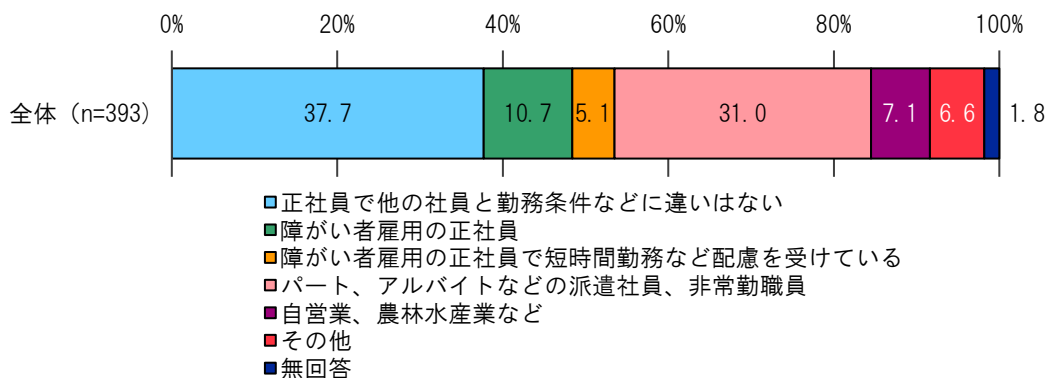


●日中活動や就労について●

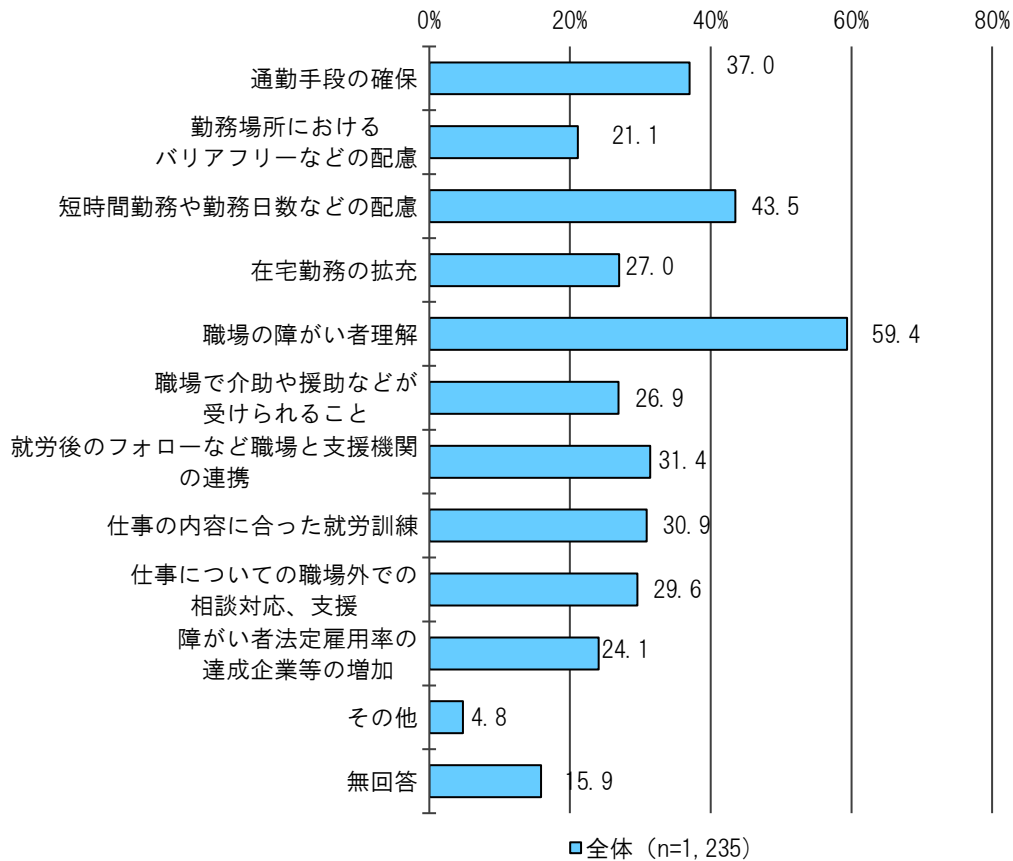
日中の主な過ごし方について、「会社員や、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が31.8%、次いで「自宅で過ごしている」が22.7%で続いています。



収入を得て仕事をしている人の勤務形態について、「正社員で他の社員と勤務条件などに違いはない」が37.7%、次いで「パート、アルバイトなどの派遣社員、非常勤職員」が31.0%で続いています。「障がい者雇用の正社員で短時間勤務など配慮を受けている」割合は5.1%にとどまっています。

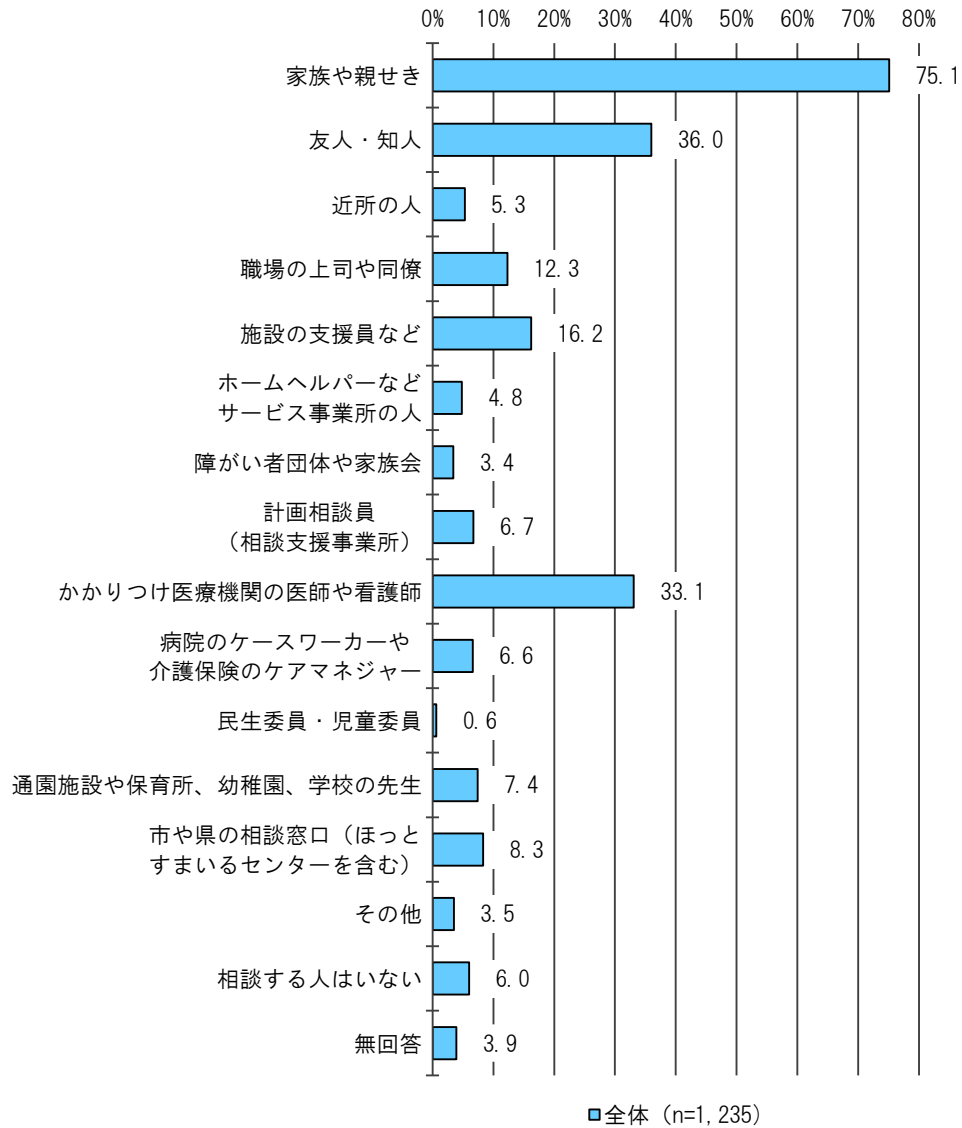


障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、「職場の障がい者理解」が59.4%で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が43.5%、「通勤手段の確保」が37.0%と続いています。職場の制度や支援だけではなく、障がい者理解の推進が求められていると言えます。

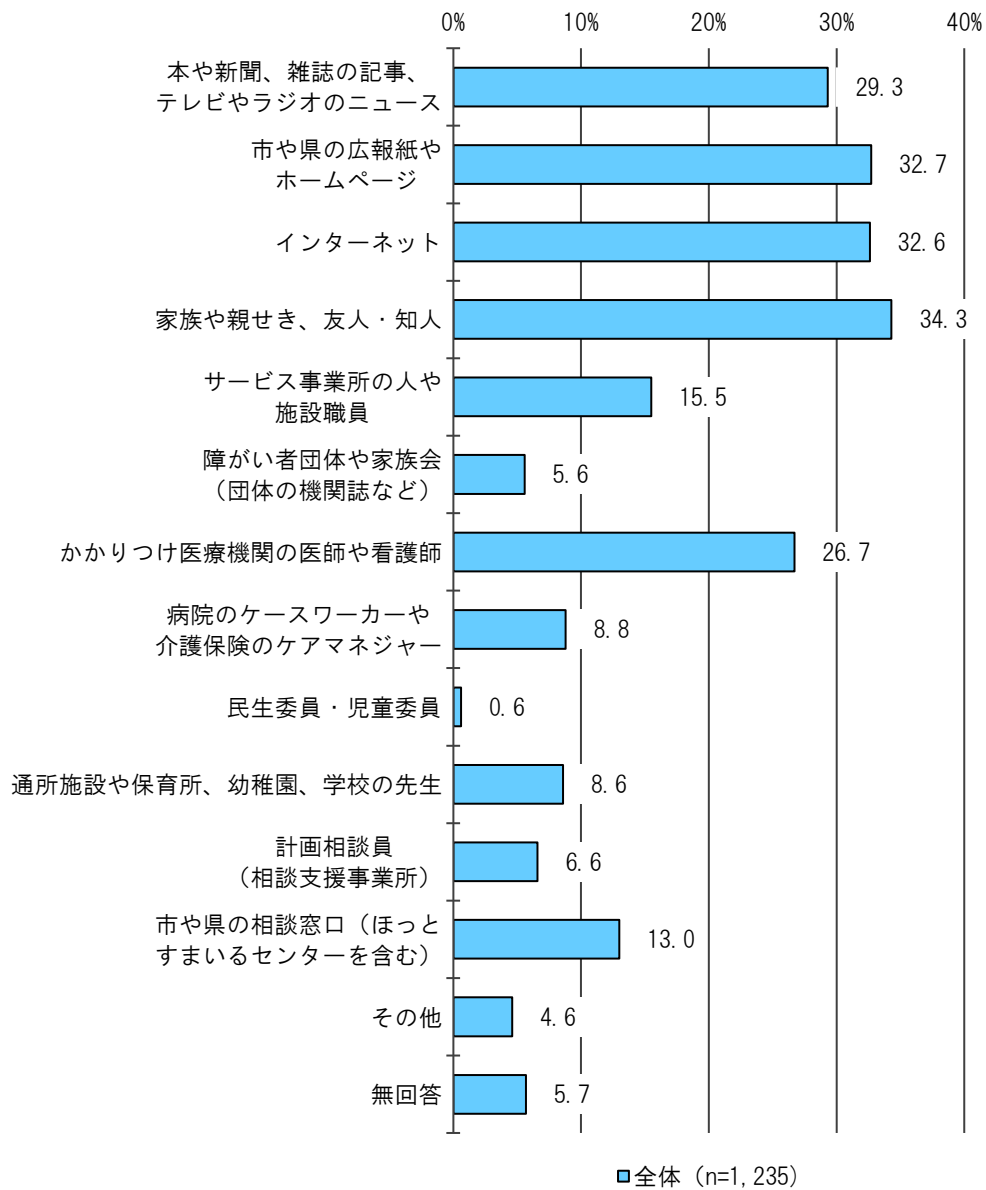


●相談相手について●

悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親せき」が75.1%で突出して多くなっており、次いで「友人・知人」が36.0%、「かかりつけ医療機関の医師や看護師」が33.1%で続いています。「相談する人はいない」割合は6.0%と少なくなっています。

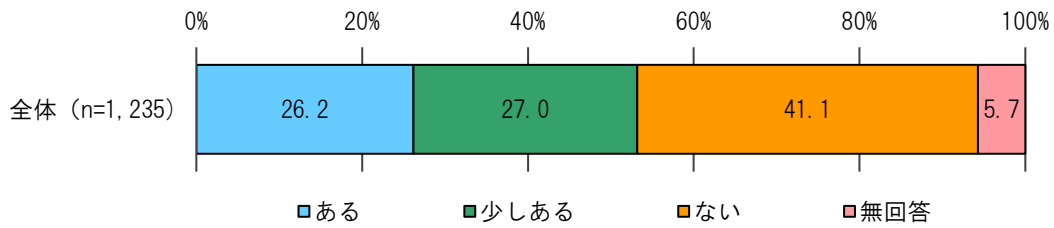


障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「市や県の広報紙やホームページ」、「インターネット」、「家族や親せき、友人・知人」が3割台で多くなっています。市の広報・ホームページも重要な情報源となっています。

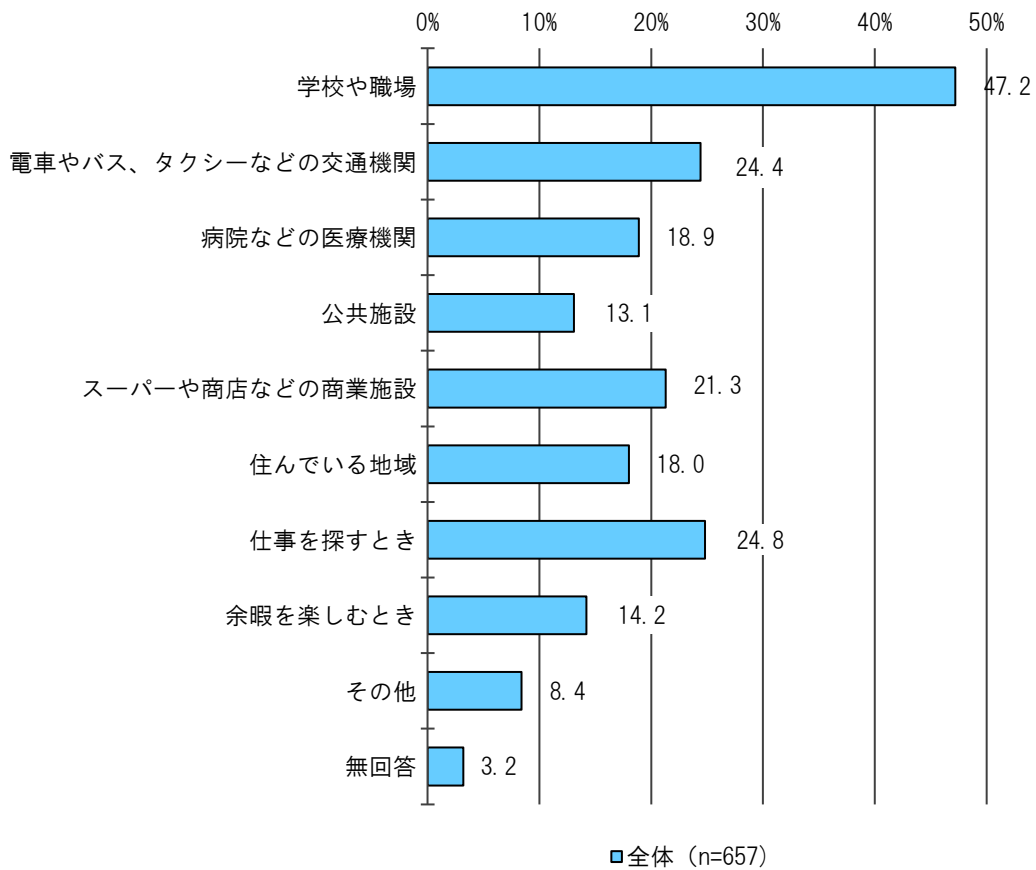


●権利擁護について●

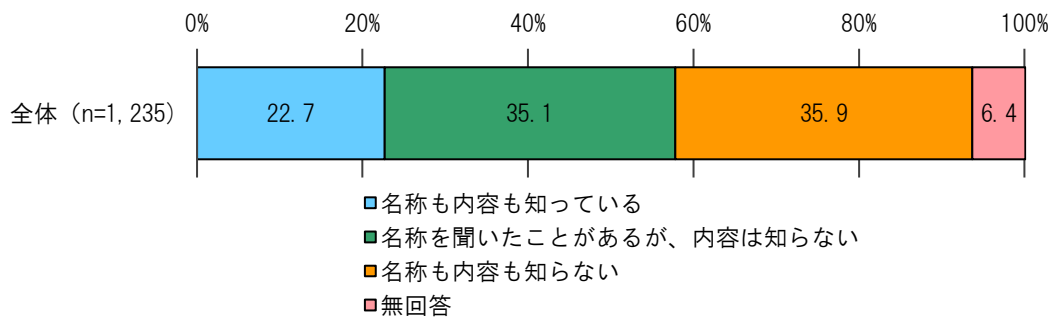
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、「ある」と「少しある」の合計が53.2%で、「ない」を上回っています。



どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校や職場」が47.2%で最も多く、次いで「電車やバス、タクシーなどの交通機関」、「スーパーや商店などの商業施設」、「仕事を探すとき」も2割台と多くなっています。

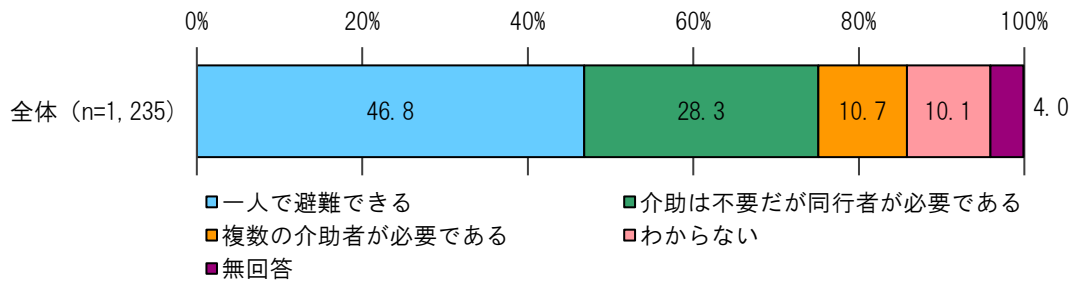


成年後見制度の認知度について、「名称も内容も知らない」が35.9%で最も多く、次いで「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.1%、「名称も内容も知っている」が22.7%が続いています。この結果から、制度に関する周知等が不足していると言えます。

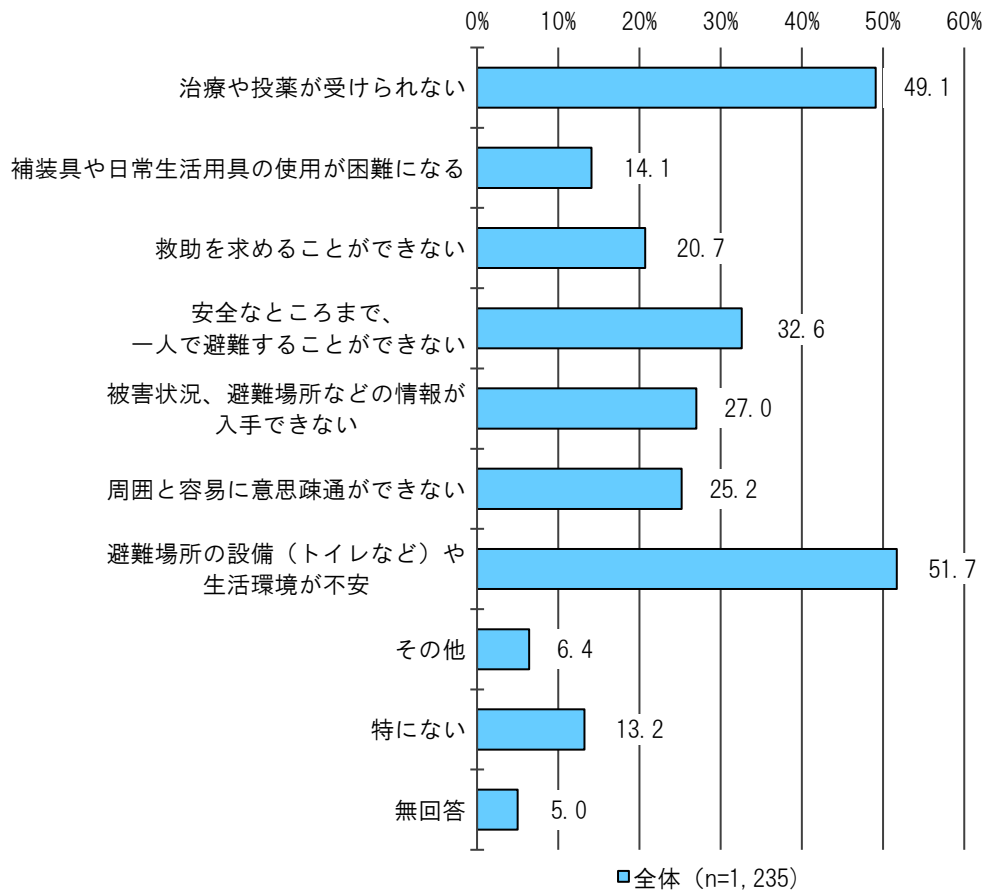


●災害時の避難などについて●

災害時に避難できるかについて、「一人で避難できる」が46.8%で最も多くなっています。「わからない」割合が10.1%となっており、災害の状況に応じた支援が必要です。



災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が51.7%で最も多く、次いで「治療や投薬が受けられない」が49.1%、「安全なところまで、一人で避難することができない」が32.6%と続いています。



第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 基本理念

「障害者基本法」は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則、国及び地方公共団体の責務、国民の理解及び責務などを定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

また、千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年10月20日条例第52号）」を制定し、すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりをめざすとしています。

本計画の策定に当たり、これらの理念を踏まえ、前期計画で掲げた基本理念を継承していくこととします。

だれもが認め合い、支え合い、

自分らしく暮らせるまち 成田

この基本理念は、障がいのある人もない人も、互いの立場を尊重し合い、障がいのある人であっても、時には支える側となり、自己の希望と選択に基づいて安心して暮らしていける地域共生社会を築いていこうとするものです。

2 基本目標

ささえあう ～障がいのある人の地域生活を支えあう～

障がいのある人もない人も、生涯にわたりだれかを支えたり、まただれかに支えられたりしながら生活を送っています。そのため、障がいのある人が自ら望む生活を支えるために、市の相談窓口や相談支援事業所など、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図ります。また、障がいのある人自身やその家族の高齢化に伴い、介護や医療など、様々な課題を抱えながら生活する世帯を支援するため、横断的な支援体制の構築を図ります。防災の観点からは、災害時において自力で避難することが困難で、支援を必要とする人に対しては、避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。この制度は、地域住民の助け合いを基本とすることから広く市民の協力を呼びかけます。

さらに、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期に療育を始めるため、成田市子ども発達支援センターを中心に、乳幼児期から必要な支援につながるよう、発達が気になる子どもの家族への相談、専門的な個別の療育相談、保育機関等への訪問支援の充実を図ります。また、障がいが高く特別な支援が必要な子どもの地域生活を支えるため、人工呼吸器を装着している、その他の日常生活を営むために医療を要する状態（以下「医療的ケア」という。）の子どもに対して、福祉や子育て、医療、教育などの関係支援機関における支援体制の構築に努めます。

くらす ～障がいのある人が地域で自分らしい生活を送る～

暮らし方は一人ひとり様々であり、個性を尊重しつつ自分の意思と判断による暮らし方が選択できるよう、日中活動の場の確保やグループホーム等住まいの場の確保に努めるほか、日常生活上の新たな課題に対応するために各種福祉サービスの充実に努めます。

また、障害福祉サービスの提供事業者において、質の高いサービス提供に向けた人材育成支援や必要な基盤整備の推進に努めるとともに、老障介護などの課題に対応するため、指定特定相談支援事業所におけるネットワークの強化を図ります。さらに、障害者支援施設に入所している人や病院に入院している人などが、本人の意向に沿って地域生活へ移行するための支援の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする人の地域生活を支援するための支援体制の構築に努めます。

障がいのある人が、自分らしく暮らしていくためには、地域における障がいについての理解促進と権利擁護の強化が不可欠です。このため、虐待を含めた差別の未然防止を図るための施策を推進します。併せて、成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けて引き続き取り組むとともに、地域で権利擁護支援のコーディネートの役割を担う中核機関を設置し、支援体制を整備します。

はたらく ～障がいのある人が安心して働く～

障がいのある人が、地域において自分にあった働き方を選択し、多様な暮らし方を維持できるように、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、就労や生活相談、職場定着支援まで一貫した支援を展開します。中でも、地域社会で生活を維持していくためには、就労支援は欠かせない施策であるため、障害福祉サービスから一般就労に移行していけるように取り組むだけでなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた観点からの中間的就労の充実を図ります。

また、企業や事業所における障がいのある方への理解と雇用促進の啓発を強化します。

作品挿入予定箇所⑤

第4章 基本目標達成のための重点施策

1 福祉サービスの提供体制の基盤整備

(1) 専門人材の確保と育成、サービスの質の向上

障がいのある人が、地域においてその人らしい生活を送るためには、画一的な手法による福祉サービスの提供ではなく、障がい特性や生活環境などに応じた個別支援や多様な福祉サービスが必要とされています。そして、これらの支援やサービスの提供を継続していくためには、多様な経験と高度な専門性のある人材を確保し、育成していく必要があります。特に人材確保については、国全体としての課題であるため、国や県における確保策の活用を検討するほか、本市独自の確保策の拡充についても、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業所の実情や意見を踏まえて検討します。

また、人材育成についても、事業所などと連携して進めるほか、成田市地域自立支援協議会の協力を得て、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の情報共有を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 居住支援と地域支援の一体的な推進

① 地域生活の支援拠点の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていく上で、家族からの自立を希望する人に対する支援、施設や病院等からの退所や退院等の地域移行の促進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応が必要な人たちへの支援、医療との連携等の地域資源の活用、夜間も利用可能な緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備といった、多様なニーズに対応できる支援体制としての地域生活支援拠点の充実を図ります。

② 自立生活の援助

障害者支援施設やグループホームなどを出て、地域で生活することを希望する知的障がいや精神障がいのある人の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスが、改正障害者総合支援法（平成30（2018）年4月施行）により新設されました。本市では、障がい者の自立を支援するためのサービス（自立生活援助）の新設につき、地域のサービス事業者との連携を図りながら推進します。

2 相談体制・地域包括ケアの拡充

(1)相談体制の拡充

障がいのある人が、地域において安心して生活をしていくためには、地域で相談支援を受けることのできる場所が必要とされます。そのため、「基幹相談支援センター（ほっとすまいるセンター）」を中心として、引き続き相談支援事業者間のネットワーク化を推進し、情報共有の充実とともに相談支援体制の強化に努めます。

(2)誰もが支え合える共生社会の実現

障がいのある子どもの介護をしながら親の介護を行うケース、引きこもりの長期化や障がいのある人とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうケースなど、多様で複合化する課題に直面する人や世帯の増加が今後も見込まれます。地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが重要な課題となっています。

本市では、地域福祉計画として位置付けている成田市総合保健福祉計画の趣旨を踏まえ、成田市介護保険事業計画などの福祉関連計画と整合を図りながら、包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決に向けた体制づくりを進めていきます。

(3)精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉事業者、介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する必要があります。

本市では、成田市精神保健福祉推進協議会を、保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置付けており、引き続き、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進について協議を通じ取り組んでまいります。

3 社会参加の促進と就労支援の充実

(1)障がい者の社会参加の促進

地域共生社会は、「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会」と定義されています。障がいのある人が、地域で生きがいを持って生活をするためには、積極的な社会参加ができるための包括的な支援体制や、地域住民の協力と理解が不可欠です。

本市では、障がいのある人の健康増進・社会参加を進めるため、スポーツやレクリエーション活動の充実を推進します。また、障がいのある人の文化芸術活動の推進のため、新たに市内で作品展を開催する機会を設けることや生涯学習の支援を図ります。このように障がいのある人もない人も一緒に参加できる活動機会の創出や、活動の発表の場の確保に努め、障がいへの理解の促進を図ります。

(2)障がい者の就労支援

本市では、成田国際空港の立地を活かした多様な就労機会があることから、千葉県就労支援ネットワークを活用し、障がいのある人一人ひとりの得意分野を引き出し、それを生かすことができる就労機会の拡大に努めているところです。平成26（2014）年から成田市役所内に設置した「チャレンジドオフィスなりた」では、一般就労と障害福祉サービスの中間的就労を実施し、民間企業等への一般就労に向けた支援をしています。

引き続き、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努め、加えて、障害者就労施設等からの物品等の調達をより一層推進し、障がいのある人の工賃向上を図ります。

また、法定雇用率の達成に向け、市関係部署の連携を密にして、雇用促進奨励金の制度を周知し、同奨励金の交付を通じ障がい者を雇用した事業主を支援するほか、障がい者の雇用機会の拡大を図ってまいります。

さらに、成田市地域自立支援協議会や障害者就業・生活支援センター、企業等と連携し、雇用開拓、精神障がいのある人の雇用促進、雇用分野における差別の解消に向けた取り組みを進めます。

(3)障がい者の就労定着支援

障がいのある人の就労支援では、就職活動の支援と同様に、新しい環境に慣れ、安定して働くための「職場定着支援」が重要です。就労移行支援では、就労者の定着支援として、職場訪問をして企業の担当者と本人の話を伺い必要な調整を行うなど、職場に対する支援を行っています。しかし、障がいのある人の中には、生活の中での困り事や悩み事が増えることで、就労の継続が困難になってしまう方も少なくありません。

障害福祉サービスの一つとして、平成30（2018）年度から「就労定着支援」が創設されました。このサービスは、就労移行支援等を利用した後に一般就労した人のうち、生活のリズムや服薬の調整ができず業務に集中できないといった、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して生活面の支援を行うものです。

本市では、障がいのある人との相談に応じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、就業先の企業担当者や医療機関などとの連絡調整や、生活リズムの管理を含めた問題解決に向けて支援を行う「就労定着支援」サービスの充実に向けて取り組みます。

作品挿入予定箇所⑥

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 早期発見・早期支援の取り組み

近年、「発達障がい」の診断を受ける子どもが増加しており、早期の発見や療育支援が求められています。特に成長発達過程にある子どもに対しては、精神面での変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解だけでなく、相談支援機関における適切な支援が必要となります。

障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面における関係機関との支援策の継続、連携が求められています。そのため、早期発見、早期支援の観点から、子どもの成長を確認し、保護者の相談の場として、市の乳幼児健診の受診を勧奨するとともに、保育園、幼稚園や病院等と連携し、こども発達支援センター等における相談機能の充実に努めます。

(2) 家庭環境やライフステージ等に応じた児童への支援

障がい児とその家族が安心して地域で暮らしていくためには、その子どもの障がい特性や、本人の個性、家庭環境など、様々な要因に応じて、希望する障がい児支援や障害福祉サービス等の福祉制度など、生活するための様々な支援を利用していくことが重要となります。

乳幼児期や学齢期、特別支援学校等を卒業後、障害福祉サービス等へ移行する際など、ライフステージ等に応じた続的かつ横断的な支援を行うため、ライフサポートファイルを有効活用しながら、関係者間のネットワークの強化に努めます。

(3) 重症心身障がいや医療的ケアの必要な児童への支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与などの発達支援のサービスなどを提供する「居宅訪問型発達支援事業」の実施を検討します。

医療的ケア児に対する支援については、支援のニーズが多様であり、多職種連携による一体的な支援が必要となります。今後、増加が見込まれる医療的ケア児への支援体制を強化するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など、関係機関の専門職などが連携を図るための「協議の場」を設置し、課題解決の為に、多職種が協力して支援できる体制を構築します。

また、医療的ケア児に対する総合的かつ包括的な支援を調整するコーディネーターを配置することにより相談体制の充実に努めます。

さらに、排せつに常時紙おむつ等を使用する状態である医療的ケア児等に対して、紙おむつの一部を給付すること、在宅で利用するたん吸引機などの医療機器が、停電時でも利用できるように、電源装置等を日常生活用具として新たに給付するなど、先行市町村の取り組みを参考にしながら更なる支援策の検討を行います。

(4) 幼保教育、学校教育における障がい児への支援

幼稚園や保育園においては、「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に定めるように、バリアフリー化の推進や職員の適正配置により障がい児の受け入れ体制の充実を図っています。

また、学校においては、成田市学校教育振興計画「輝くみらいNARITA教育プラン（平成28（2016）年度から令和7（2025）年度）」に定めるように、入園入学から卒業後の進路まで一貫した特別支援教育の充実を図り、医療的ケアや常時介護を必要とする児童に対しても、専門的な知識・経験を有する相談員等の学校への派遣などにより、児童生徒の支援体制の整備を図っています。

障がい児が、家庭環境やその障がいの特性に応じて、希望する支援を受け、充実した生活ができるように関係者と連携して支援を行っていきます。

作品挿入予定箇所⑦

5 権利擁護の推進

(1) 差別を解消し障がいへの理解に満ちたまちづくりの推進

平成 28 (2016) 年 4 月に、「障害者差別解消法」及び改正「障害者雇用促進法」が施行され、地方公共団体においても障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが求められています。

本市では平成 30 (2018) 年 5 月に障がい者にとって身近な地域において、地域の課題を関係機関と当事者の間で把握し、関係機関が共有・連携して解決していくため「成田市障がい者差別解消支援地域協議会」を立ち上げ、これまで主に障がい者の差別に関する事例を関係機関で持ち寄り共有し、差別解消に向けた意見交換を実施する等の取り組みを推進してきました。

今後も継続して成田市障がい者差別解消支援地域協議会での事例検討・情報共有を図るとともに、教育や雇用、社会生活上のあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に努め、関係機関との協働のもと「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう広報活動などを実施し、普及啓発を推進します。

また、教育や雇用、社会活動などあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの「障害者週間」や毎年 4 月 2 日の「自閉症啓発デー」に合わせた広報活動や講演会の開催などを通じて、普及啓発を推進します。

(2) 虐待防止の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、本市では、虐待が発生してからの支援体制として、成田市障がい者虐待防止センターを設置し、通報があった場合の支援体制を整備しました。

しかしながら、虐待を未然に防ぎ、広く障がいのある人の権利を擁護するための取り組みが求められていることから、養護者による虐待の防止については、広報や啓発活動の充実を図り、個別の相談においては障害福祉サービスの利用などにより、虐待を未然に防止するための取り組みを進めます。また、施設職員による虐待防止については、施設職員への研修を実施し、施設での虐待を未然に防ぐとともに、質の高い障害福祉サービスを提供できる職員の育成に努めます。

(3) 成年後見制度利用の促進

障がいのある人が一人で生活している場合でも、その権利が保障され、安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の更なる普及に努める必要があります。今回のアンケート結果でも顕著でありましたが、障がいのある人においてもこの制度を知らない人が多く、大きな課題と言えます。

このことから、地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援のコーディネーター等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センター」を設置し、支援が必要な人が必要などきに成年後見制度を利用できるよう、支援体制を整備します。

6 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、大規模災害などにおいて、障がいのある人の個別の特性に十分配慮し、速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所など、緊急時の支援体制を拡充する必要があります。

そのため、自力で避難することが困難な障がいのある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、避難誘導などの体制について、引き続き、充実を図ります。

また、心身のケアや障がいのために必要な日常生活用具の給付など、障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう整備を進めます。

さらに、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由のある人など、避難所での情報伝達や居住空間に配慮が必要な人、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人など、一般の避難所で生活することが困難な人の支援として、災害発生時に必要に応じて、障害児者入所施設や特別養護老人ホームなど、14か所の入所施設に福祉避難所を設置するための協定を締結しています。

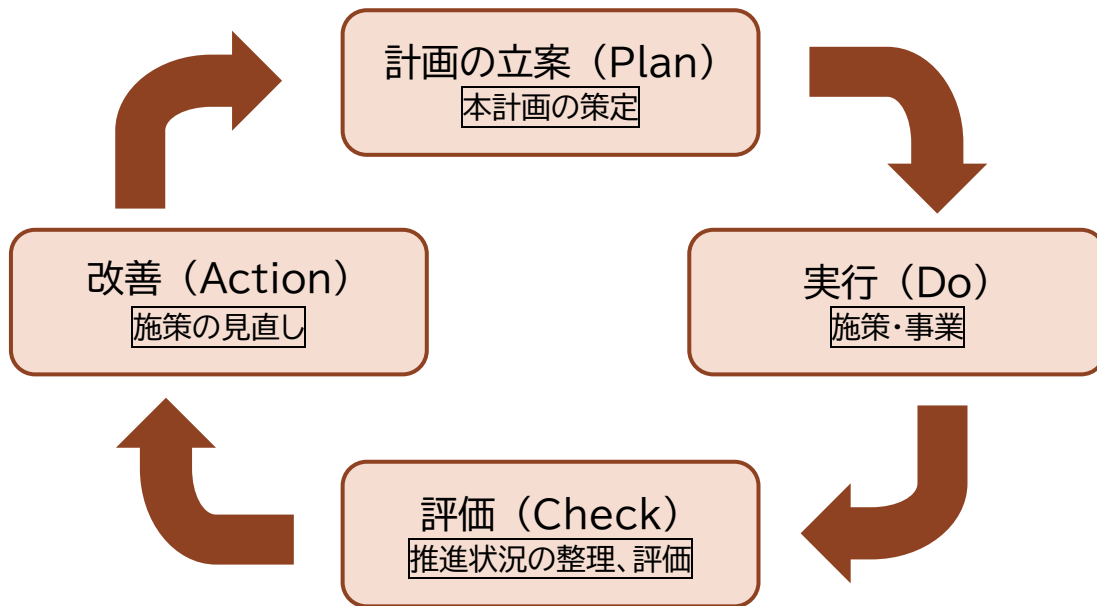
福祉避難所において、それぞれの障がいの特性に配慮した支援が可能となるよう各施設との連携を強化するとともに、通所施設の活用など、福祉避難所の拡充を図ります。

作品挿入予定箇所③

第5章 計画の推進体制

1 障がい福祉計画の進行管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画をめざします。

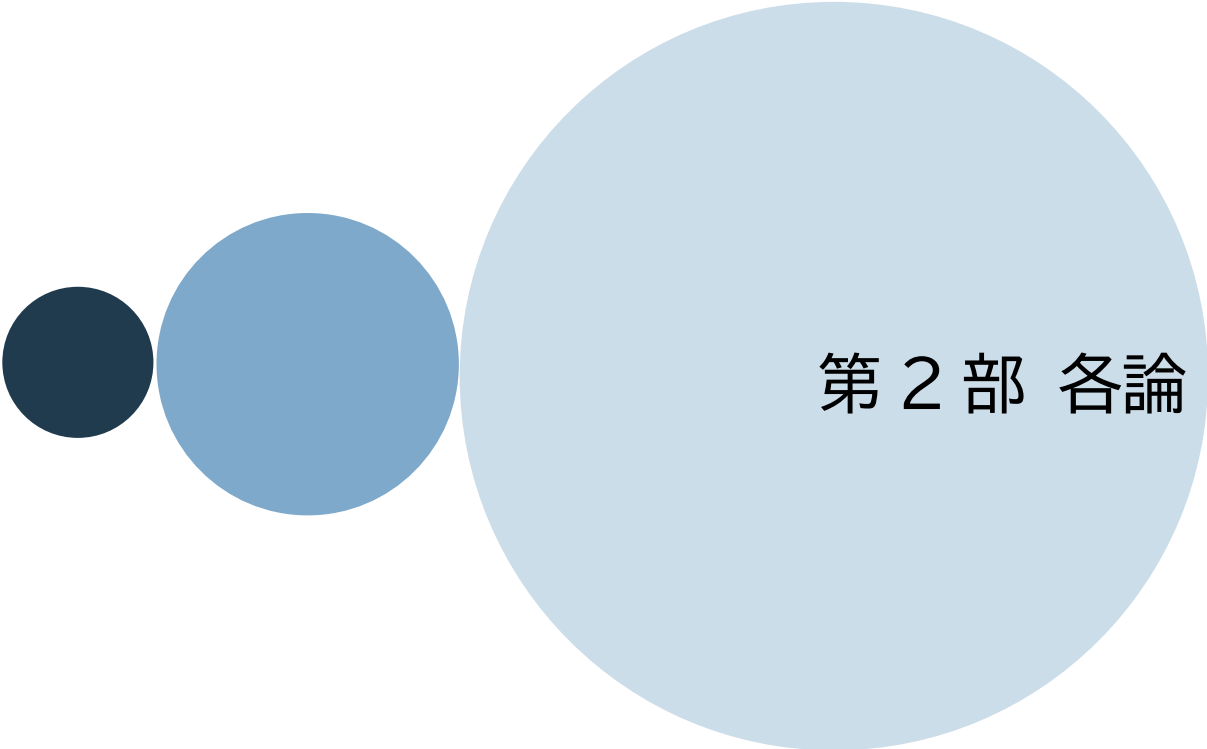


2 市民・事業者との協働

本計画を進めていくために、障がい当事者・家族をはじめとして、事業者、行政や関係機関との連携をより一層強化します。当事者及び関係者の参画意識の向上とより一層の協力を得ることを目的として、評価（Check）の段階において、市だけで評価を行うのではなく、障がい当事者・家族及び関係者が参加する「成田市地域自立支援協議会」の協力を得て、本計画の進捗及び推進状況のチェックを行います。

3 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し、専門職の確保や人材育成など、必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



第 2 部 各論

第1章 成果目標にかかる個別施策分野

本計画では、国の指針により、障がいのある人の地域生活への移行や一般就労への移行に関する成果目標を設定しています。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
- ③令和2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。



●成田市の考え方●

- ①令和5年度末時点の施設入所者については、千葉県が新たに創設する「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」による入所調整を見込み、令和元年度末時点から2人増の110人を目標とします。
- ②地域生活への移行については、7人を目標とします。
- ③施設入所者の地域移行を推進するため、地域で安心して生活できる支援体制を整えるほか、グループホームの充実及び整備を推進し、受け皿の確保に努めます。

成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	108人	令和元年度末時点の入所者数
令和5年度末時点の施設入所者（B）	110人	令和5年度の利用人員見込み
【目標】地域生活移行者の増加	7人	（A）のうち、令和5年度までに地域生活に移行する人の目標値
	6.4%	
【目標】施設入所者の削減	-2人	差引減少見込み数（A）－（B）
	-1.8%	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規】
- ②令和5（2023）年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ③入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。



●千葉県における成果目標●

項目	数値	備考
精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	【現状】	
	【目標値】	
精神病床の1年以上長期入院患者数	【現状】	
	【目標値】	
退院率		3か月後
		6か月後
		1年後

●成田市の考え方●

令和5年度末長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、次のとおりです。

項目	数値	備考
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	【令和5（2023）年度末】	千葉県による算出

このことを踏まえ、次のとおり障害福祉サービスの見込量を活動指標として設定します。

活動指標

項目	令和2 (2020)年度 (実績見込)	令和3 (2021)年度 (目標)	令和4 (2022)年度 (目標)	令和5 (2023)年度 (目標)
精神障害者の 地域移行支援	4人			
精神障害者の 地域定着支援	0人			
精神障害者の 共同生活援助	56人			
精神障害者の 自立生活援助	0人			

本市における保健、医療、福祉関係者による協議の場である「成田市精神保健福祉協議会」「成田市精神保健福祉協議会幹事会」「専門部会」を通じて、重層的な連携による精神障がい者の地域生活における支援体制の構築を進めます。

具体的には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構成要素である

- ・医療
- ・障害福祉・介護
- ・住まい
- ・保健・予防
- ・社会参加（就労・就学等）
- ・地域の助け合い・教育

などの事項について、協議の場を通じ検討を進めます。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する評価は、「成田市精神保健福祉推進協議会」にて行います。

これらのことから、次の事項の見込量を設定します。

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における協議の場の開催回数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

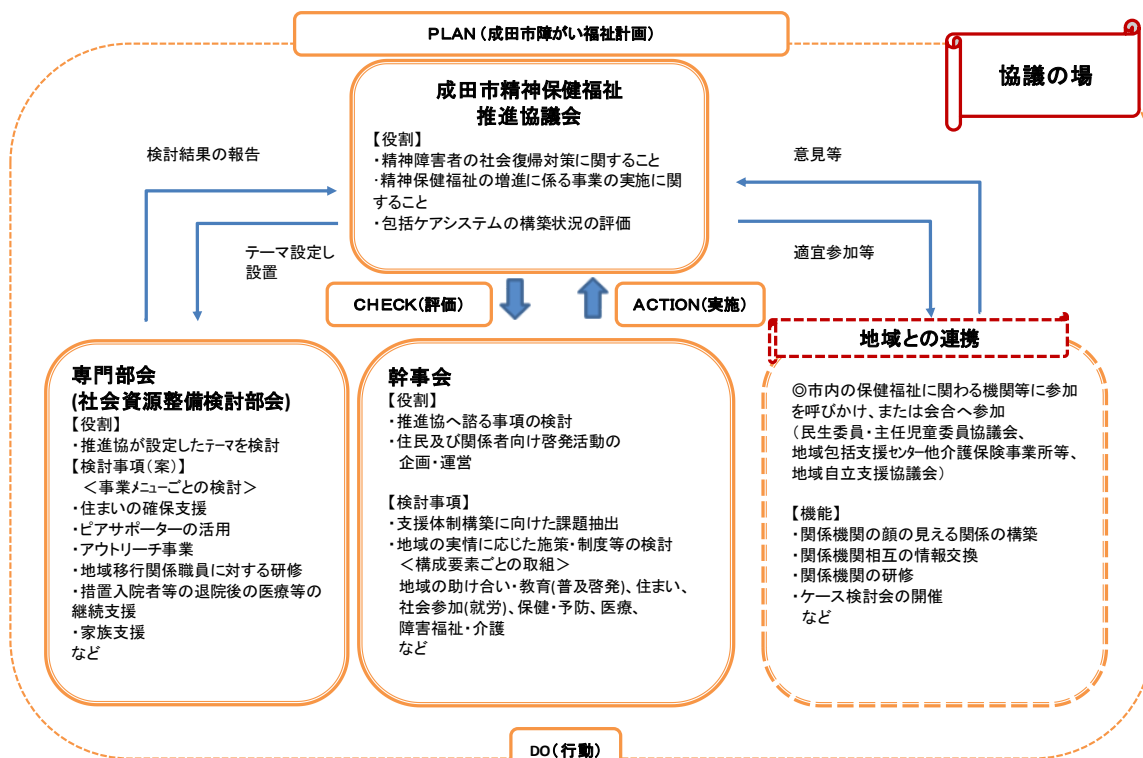
活動指標

項目	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度 (目標)	令和4 (2022)年度 (目標)	令和5 (2023)年度 (目標)	備考
協議の場の 開催回数	6	8	9	9	※1
協議の場への 関係者ごとの 参加者数	60	80	90	90	※2
協議の場にお ける目標設定 及び評価の実 施回数	0	1	1	1	

※1 各会議体の開催回数

※2 各会議体の参加者数（延べ数）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る 保健・医療・福祉関係者による協議の場



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①地域生活支援拠点等について、令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

●成田市の考え方●

面的整備による拠点整備について、基幹相談支援センターのコーディネーター機能を中心に据え、地域の障がいのある人が安心した生活を継続できるように、障がい特性に合わせた機能の拡充を図ります。

また、基幹相談支援センターの増員や地域の計画相談支援事業所との連携を強化し、相談機能の強化を図ります。

さらに、障がいのある人の緊急的な保護など、地域生活支援拠点における緊急の対応については、市が主体的な責任を負い、緊急時の対応に関わる事業所に対して、事業所が要する人員配置や緊急対応に係る費用をサービス費とは別に支弁し、拠点構築と緊急対応に協力する事業所の負担も考慮しつつ、地域での生活を継続したい障がい者、地域の事業者及び市の三者間において、持続可能な地域生活支援拠点の体制構築を図ります。

- ・基幹相談支援センターの機能強化
職員加配等適正人員の配置
24時間オンコール体制の構築
- ・緊急対応時のコーディネートに対する市独自助成
- ・72時間以内の入所調整
- ・緊急入所から2週間の入所対応に対する施設への市独自助成
- ・障がい者見への制度周知及び利用登録制の導入

成果目標

項目	考え方
地域生活支援拠点の整備状況	充実・拡張
運用状況の検証及び検討	成田市地域自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討するための会議開催
基幹相談支援センターの人員加配	令和5年度末までに実施
地域生活支援拠点登録者数	令和5年度末までに登録者の募集開始

4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①令和 5（2023）年度における一般就労への移行実績を令和元（2019）年度の 1.27 倍以上とする。
- ②令和 5 年度における一般就労への移行実績を、就労移行支援事業については令和元年度の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和元年度の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和元年度の概ね 1.23 倍以上を目指す。【新規】
- ③就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
- ④就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度における就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。【新規】
- ⑤一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和 2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和 2 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

●成田市の考え方●

- ①一般就労への移行者については、令和元年度の実績が 16 人であることから、令和 5 年度において 22 人を目標として、障がいのある人の就労支援を推進します。
- ②令和 5 年度における就労移行支援事業、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者の目標数を 20 人、就労定着支援事業の利用者数について 9 人を目標とします。

成果目標

項目	数値	備考
2019（令和元）年度中の一般就労への移行者数	16人	令和元年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	12人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	1人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	1人	令和元年度末の人数
うちその他福祉サービスからの一般就労移行者数	2人	令和元年度末の人数
【目標】令和 5（2023）年度中の一般就労への移行者数	22人	令和元年度実績の 1.27 倍以上
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	16人	令和元年度実績の 1.30 倍以上
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	2人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	2人	令和元年度実績の 1.23 倍以上
うちその他福祉サービスからの一般就労移行者数	2人	令和 5 年度の見込数
【目標】就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用者数【新】	9人	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割
【目標】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合【新】	2 か所	就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方

●国の考え方●

- ①令和 5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する。
- ②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③令和 5 年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。**【新規】**
- ④令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する。
- ⑤令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。**【新規】**

●成田市の考え方●

- ①成田市こども発達支援センターを本市における障がい児支援の中核的な支援施設と位置付け、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図ります。
障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。
 - ・障がい児の早期発見、早期支援となるよう、関係部局と連携する中で、障がいの状態、発達の過程や特性などに配慮した相談体制の充実に努めます。
 - ・必要に応じて※ペアレント・トレーニングなど保護者向けプログラムの実施を図ります。
 - ・適正な人員配置、人材育成など質の高いサービス提供の維持のための取組を実施します。
 - ・ICT導入による業務効率化を検討します。
※ペアレント・トレーニングとは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」より引用。
- ②成田市こども発達支援センターの保育所等訪問支援などの訪問支援機能を充実させ、発達に支援が必要な子どもが過ごしなれた環境の中で適切な支援が受けられるよう、地域支援体制の整備を図ります。
- ③医療的ケア児等の支援のために保健、医療、障がい福祉等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、各年 1 回以上開催します。

- ④令和5年（2023）度末までに、成田市こども発達支援センターに医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置し、保育所、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を強化します。
- ⑤令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保します。

成果目標

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済継続
重症心身障がいを支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所設置予定
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新】	配置予定

※成田市こども発達支援センターは、国が定める児童発達支援センターの基準を満たしていません（給食サービスの未実施）が、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施するなど、実質的に児童発達支援センター機能を有しているため、設置済みとしています。

作品挿入予定箇所⑨

6 相談支援体制の充実・強化等【新】

成果目標の考え方

●国の考え方●

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。【新規】

●成田市の考え方●

障がい者及び障がい児の相談について、相談者のニーズに対してできる限りの支援を行うためには、多職種による連携が必要です。

多職種による連携には、中心となるコーディネーターが必要不可欠ですが、このコーディネーターの中心的役割を担うのは、基幹相談支援センターとし、障がい児についての相談については、成田市こども発達支援センターが基幹相談支援センターのサポートを行います。

さらにライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい子どもについては、一貫した支援が継続されるように家族や関係機関が情報を共有できるためのツールとして「成田市地域自立支援協議会」により作成された『ライフサポートファイル はばたき』を活用し、相談者のニーズに対する支援を行うと共に更なる普及をめざします。

また、障がい者及び障がい児の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者と連携し、相談支援にあたるほか、相談支援専門員に対して必要な助言・指導を行います。

さらに、市内の病院、医院や訪問看護事業所等など保健医療関係者や地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員との連携も強化し、保健医療、福祉の専門家による多職種が協働して支援します。

上記の方法による多職種の連携による相談支援体制の強化を進めながら、質の高い相談支援体制を維持するため、基幹相談支援センター、成田市こども発達支援センター、市内及び近隣の相談支援事業所における機能と役割分担について整理し、重層的な相談支援体制の構築について検討します。

成果目標

項目	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制【新】	構築

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

成果目標の考え方

●国の考え方●

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。【新規】

●成田市の考え方●

多くの障害福祉サービス事業所が参加できるよう市が主催する研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者が、県が開催する虐待等の権利擁護、強度行動障害等に関する内容などの研修に参加することにより質の向上を図り、適切な障害福祉サービスを提供するための人材育成を図ります。

また、「成田市地域自立支援協議会」において、各事業所間の情報交換・情報共有、困難事例に対する事例検討等様々な勉強会や研修会を実施し、従事者の人材育成及び質の向上を図ります。

さらに、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析結果等を市や事業者と共有できる体制の構築を検討するほか、障害福祉サービスの提供にあたり、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを市で確認し、検証する体制の構築を検討します。

成果目標

項目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用【新】	構築
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新】	構築

第2章 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類		サービスの名称	
障害福祉 サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	短期入所（福祉型、医療型）
			生活介護
			療養介護
		施設系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）
			自立生活援助
		訓練系・就労系サービス	自立訓練（機能訓練、生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型、B型）
			就労定着支援
	地域相談支援	計画相談支援	
		地域移行支援	
地域定着支援			

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事業の概要

居宅介護	○自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。 【対象者】区分1以上
重度訪問介護	○自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的に 行います。 【対象者】区分4以上の肢体不自由者、重度の知的障がい者または精神 障がい者で、一定の条件を満たす者
同行援護	○移動時及びそれに伴う外出先における視覚的情報の支援（代筆、代 読を含む。）と、移動の援護、排せつ、食事等の介護等の援助を行 います。 【対象者】視覚障がい者で一定の条件を満たす者
行動援護	○危機回避が困難な人などの外出を支援します。 【対象者】区分3以上の知的障がい者または精神障がい者で、一定の条 件を満たす者
重度障害者等包 括支援	○居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的にを行います。 【対象者】区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、一定の 条件を満たす者

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	127人	124人	141人
	計画値	142人	125人	131人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	2,112時間	2,451時間	2,786時間
	計画値	1,107時間	1,140時間	1,175時間
1人あたりの利用時間B/A		16.6時間	19.8時間	19.8時間

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は市内に9か所、行動援護の指定を受けた事業所は市内に1か所、同行援護の指定を受けた事業所は市内に4か所あります。
- 利用者数はおおむね計画値どおりで推移し、利用時間は計画値を上回っております。
- 福祉に関するアンケート調査では、利用している割合が0.5～3.9%に対し、サービスを利用したい割合は1割半ば～2割半ばに上ります。特に、居宅介護と行動援護の利用希望が高くなっています。

整備方針と計画値

- 障がいがある人の在宅生活を支援するためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの拡充が重要となります。安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、既存事業者の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ホームヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。
- また、難病患者等のサービス利用については、医療や生活の状況を確認しながら、個別のニーズに応じたサービスの周知に努めます。
- 特に医療的ケアを必要とする人については、保健医療や福祉などの関係機関との連携体制を構築し、多職種による支援の充実を図ります。
- さらに重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、今後も需要が増えるものと見込み、拡大に対応できるよう事業者に働きかけるとともに、サービスを必要とする人に対して、制度の内容や利用方法について周知を行います。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	147人	149人	155人
実利用時間(1月あたり)	2,911時間	2,950時間	3,069時間

●市内・近隣の事業所●

あい愛ホームヘルプ
生活クラブ風の村介護ステーションなりた
訪問介護事業所新町玲光苑
ニチイケアセンター成田美郷台
ういず・ユー訪問介護ステーション成田
【富里市】千葉総合介護サービス
【酒々井町】訪問介護センタードリーム
【香取市】ニチイケアセンター北佐原
【香取市】ホームヘルプ栗原

居宅介護ステーションりんご
ニチイケアセンター公津の杜
JA成田市ヘルパーステーション美郷
重度訪問介護ソフトケア

【富里市】きよみ介護サービス
【香取市】アースサポート香取
【香取市】こすもす佐原訪問介護
【栄町】ヤックスヘルパーステーション安食

2 日中活動系サービス

(1)短期入所(ショートステイ)

事業の概要

○介護者の病気や冠婚葬祭時など、短期間、施設で介護サービスを提供します。

【対象者】区分1以上

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	46人	31人	38人
	計画値	52人	58人	61人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	426日	361日	383日
	計画値	487日	512日	537日
平均利用日数 B/A		9.3日	11.6日	12.3日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○令和2(2020)年11月現在、短期入所の指定を受けた事業所は市内に5か所あります。

○利用者数及び利用日数は、年度によっては増減がありますが、計画値よりも下回って推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、短期入所サービスを利用している割合が4.4%に対し、サービスを利用したい割合は28.1%に上ります。

○関係団体ヒアリング調査では、長期でショートステイを利用する人が多く、本来の短期入所(ショートステイ)の目的で利用を希望する人が利用できていないと指摘されています。また、精神障がい者の短期入所(ショートステイ)の不足も挙げられています。

整備方針と計画値

○家族の負担軽減(レスパイトケア)や緊急時の対応のため、引き続き市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。また、医療的ケアや高度の行動障がいによる特別支援を必要とする人の短期入所が可能となるよう施設の確保に努めます。さらに、精神障がいのある人の短期入所について、使いやすいサービスとなるよう施設整備の促進に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	45人	45人	46人
実利用日数(1月あたり)	524日	524日	536日

●市内・近隣の事業所●

しもふさ学園

ショートステイ杜の家

【富里市】十倉厚生園

【多古町】第2ひかり学園

【佐倉市】ルミエール

【四街道市】永幸苑

【八街市】明朗塾

【香取市】佐原聖家族園

【大網白里市】クロス・スピリット

不二学園

さわやかリビング成田

【富里市】協和厚生園

【千葉市】愛育園

【佐倉市】リホープ

【四街道市】下志津病院

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【東金市】ラ・ソスタ※

【旭市】聖母療育園

ショートステイサービス玲光苑

【富里市】富里福葉苑

【佐倉市】めいわ

【佐倉市】さくら千手園

【四街道市】ピクシーフォレスト

【匝瑳市】聖マーガレットホーム

【大網白里市】シエスタ※

【茨城県稲敷市】悠々※

※主に精神障がいのある人の短期入所のための事業所です。

作品挿入予定箇所⑩

(2)生活介護、療養介護

事業の概要

生活介護	○常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行ったり、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 【対象者】区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)
療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。 【対象者】 ①ALS患者等で人工呼吸器を使用する区分6の人 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって区分5以上の人 ③平成24(2012)年3月31日時点において重症心身障がい児施設に入所した人、または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していて、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

実績

◆生活介護

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	239人	246人	301人
	計画値	264人	276人	289人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	4,858日	5,098日	6,003日
	計画値	5,269日	5,532日	5,809日
平均利用日数 B/A		20.3日	20.7日	19.9日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

◆療養介護

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	12人	11人	12人
	計画値	10人	11人	11人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	371日	341日	356日
	計画値	310日	341日	341日
平均利用日数 B/A		30.9日	31日	29.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 2020（令和2）年11月現在、生活介護の指定を受けた事業所は市内に8か所あります。
- 生活介護の利用者数及び利用日数は、いずれも計画値をやや下回って推移しています。一方療養介護についてはいずれも計画値をやや上回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、生活介護を利用している割合が4.9%に対し、サービスを利用したい割合は23.4%でした。一方、療養介護では利用している割合が1.0%に対し、サービスを利用したい割合は20.2%に上ります。

整備方針と計画値

- 生活介護については、更なる需要の高まりが予測されるため、今後も市内外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、質の高いサービスを継続的に提供できるよう働きかけます。
- 療養介護については、提供できる事業者が限られているものの、調査結果から今後も需要は継続するものと考えられることから、事業者に対して利用拡大に対する対応についての働きかけを行うほか、制度の内容や利用方法について周知を図ります。

◆生活介護

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	319人	339人	359人
実利用日数(1月あたり)	6,610日	7,024日	7,459日

●市内・近隣の事業所●

かしの木園
 アーアンドディだいえい
 ネクスト名木小
 生活工房
 【佐倉市】生活クラブ風の村とんぼ舎さくら
 【八街市】八街わらの里
 【印西市】いんば学舎・松虫
 【富里市】日吉厚生園
 【多古町】ひかり学園アネックスひまわり

しもふさ工房
 いんば学舎・花かごクローバー
 デイサービスセンター杜の家なりた
 さわやかリビング成田
 【佐倉市】生活クラブ風の村重心通所さくら
 【芝山町】キャンパス
 【富里市】デイとくら・輝
 【多古町】デイサービスセンター多古新町ハウス

◆療養介護

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	12人	12人	12人
実利用日数(1月あたり)	371日	371日	371日

●市内・近隣の事業所●

【四街道市】下志津病院

【千葉市】千葉東病院

【千葉市】千葉市桜木園

【旭市】聖母療育園

【千葉市】愛育園

作品挿入予定箇所①

3 施設系サービス

(1)施設入所支援

事業の概要

- 施設に入所する人への、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
【対象者】区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	106人	108人	111人
	計画値	113人	112人	111人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、施設入所支援の指定を受けた事業所は市内に1か所あります。
- 福祉に関するアンケート調査では、施設入所支援を利用している割合が1.9%に対し、サービスを利用したい割合は23.4%に上ります。
- 施設入所支援については、地域移行の推進により減少が期待されますが、一方で、サービスの需要に対して、サービスの提供をできる事業所（施設）が限られており、多くの利用希望者が施設入所を待機している現状があるため、減少に転ずるにはしばらく時間を要するものと考えられます。

整備方針と計画値

- 施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、施設との連携及び入所調整を進めるとともに、施設入所をする人の中でも、地域の中での在宅生活を希望する人に対しては、地域への移行を支援します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	111人	111人	111人

●市内・近隣の事業所●

しもふさ学園

【佐倉市】めいわ

【佐倉市】ルミエール

【四街道市】ピクシーフォレスト

【八街市】コスモ・ヴィレッジ

【富里市】協和厚生園

【富里市】富里福葉苑

【匝瑳市】八日市場学園

【多古町】第2ひかり学園

【匝瑳市】聖マーガレットホーム

【佐倉市】リホープ

【佐倉市】さくら千手園

【四街道市】永幸苑

【八街市】就職するなら明朗塾

【富里市】十倉厚生園

【匝瑳市】しおさいホーム

【多古町】ひかり学園

【匝瑳市】のさか学園

【香取市】佐原聖家族園

作品挿入予定箇所⑫

4 居住系サービス

(1) 共同生活援助(グループホーム)

事業の概要

○共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	101人	112人	117人
	計画値	92人	100人	109人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2(2020)年11月現在、共同生活援助の指定を受けた事業所は、市内に23か所あります。共同生活援助の利用を促進するため、本市では、利用者に対しては家賃助成制度、グループホームを運営する法人に対してはグループホーム等運営費補助金制度により、経済的負担の軽減を図る支援策を実施しています。
- 利用者数は計画値を上回って推移しており、地域移行が推進されてきていることが考えられます。
- 福祉に関するアンケート調査では、グループホームを利用している割合が2.1%に対し、サービスを利用したい割合は23.4%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、精神障がい者向けのグループホームが少ない状況にあることのご意見があることから、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を踏まえ、計画値について見込みます。
- 事業所アンケート調査においても、グループホームが不足していることについて指摘があるほか、家賃助成などの運営費補助についても拡充を希望する意見が挙がっています。

整備方針と計画値

- 第5期計画期間中においても、需要に対して市内のグループホームの整備が進んでおりません。「親亡き後」や介護者の高齢化などによる在宅の介護力の低下や、施設や病院からの地域移行などを見据え、グループホームへの入居に関する需要を踏まえ、計画値を見込みます。
- このため、市内におけるグループホームの整備計画については、既存のグループホームに限らず、日中サービス支援型指定共同生活支援など新たな形態の整備についても事業者の新規参入を促すほか、施設整備費や運営費に対して市独自の補助を実施するなど、知的障がい者、精神障がい者やその家族などの様々なニーズに基づいたグループホームの整備・拡充を図ります。
- また、質の高いサービスが継続して提供されるように、サービス事業者との連携を図ります。

区分		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	124人	131人	140人
市内新規施設 整備目標数	整備数	1か所	2か所	2か所

●市内・近隣の事業所●

さわやかリビング 1 番館

みやしもホーム

あっとほーむ田町

田町ホーム

ビーアンビシヤス加良部寮

サザンカの里

あじさい荘

菜の花ホームズ(小野ホーム・成井ホーム・高ホーム・青新ホーム・フレンドリーホーム・中里ホーム・うぐいすホーム・まなむすめホーム・メゾンドゥコルザ)

宝田ホーム

しんまちホーム

なのはな荘

ホーム・しらゆり

ビーアンビシヤスマごころの家

さざんか荘

本三里塚ホーム

(2) 自立生活援助

事業の概要

○施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人に、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により相談や支援を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0人	0人	0人
	計画値	1人	3人	5人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2(2020)年11月現在、自立生活援助の指定を受けた事業所は市内にありません。
- 利用者数は0人と、計画値を下回って推移しています。
- 地域移行を推進するうえで、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や必要に応じて随時に相談対応するなどの支援を行う本サービスは重要となります。
- 福祉に関するアンケート調査では、自立生活援助を利用している割合が1.1%に対し、サービスを利用したい割合は24.0%に上ります。

整備方針と計画値

- 地域での生活への移行に伴い、需要の高まりが予測されます。市内に限らず広域的な取り組みの中で、新規事業者の参入を促進するとともに、市内及び近隣の事業所の協力を得てサービス提供に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	1人	2人

- 市内・近隣の事業所●
【八千代市】レーヴェン勝田台

5 訓練系・就労系サービス

(1) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)

事業の概要

○自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間(原則2年間)必要な訓練を行います。

実績

◆自立訓練(機能訓練)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	1人	1人	2人
	計画値	2人	2人	2人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	20日	21日	44日
	計画値	46日	46日	46日
平均利用日数 B/A		10日	10.5日	22日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

◆自立訓練(生活訓練)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	6人	7人	7人
	計画値	5人	6人	6人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	55日	108日	112日
	計画値	79日	90日	90日
平均利用日数 B/A		11日	15.4日	16日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○令和2(2020)年11月現在、市内に自立訓練(機能訓練)の指定を受けた事業所は1か所あります。利用者数及び利用日数は、令和2年度については、計画値で推移しています。

○令和2年11月現在、市内に自立訓練(生活訓練)の指定を受けた事業所は1か所あります。

○福祉に関するアンケート調査では、自立訓練を利用している割合が3.6%に対し、サービスを利用したい割合は31.4%に上ります。

整備方針と計画値

- 一定期間（原則2年間）身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行い、より豊かな地域生活を送るための紙片を図ることを目的とし、当事者への周知など利用の拡大を図るほか、今後も市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

◆自立訓練(機能訓練)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数(1月あたり)	44日	66日	66日

◆自立訓練(生活訓練)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	7人	7人	7人
実利用日数(1月あたり)	110日	110日	110日

●市内・近隣の事業所●

(医)透光会ひだまり(生活訓練)

【佐倉市】かぶらぎワークセンター(生活訓練)

【千葉市】更生園(機能訓練・生活訓練)

【酒々井町】さいわい(生活訓練)

作品挿入予定箇所⑬

(2)就労移行支援

事業の概要

○企業等での就労を希望する人に、一定期間（原則2年間）必要な訓練を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	27人	26人	31人
	計画値	24人	26人	27人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	461日	401日	591日
	計画値	445日	481日	519日
平均利用日数 B/A		17.1日	15.4日	19.1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、就労移行支援の指定を受けた事業所は市内に2か所あります。
- 令和元年度は、概ね計画値どおりですが、その他の年度は計画値を上回っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、就労移行支援を利用している割合が1.9%に対し、サービスを利用したい割合は30.7%に上ります。

整備方針と計画値

- 就労移行支援は障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	31人	33人	35人
実利用日数(1月あたり)	595日	633日	672日

●市内・近隣の事業所●

就職するなら明朗アカデミー
 【佐倉市】就職するなら明朗アカデミー・佐倉キャンパス
 【八街市】就職するなら明朗塾
 【富里市】ワークわく・きよさと

ビーアンビシャス
 【船橋市】ディーキャリア船橋オフィス
 【富里市】三愛ワークス
 【四街道市】障害者就労・生活サポートピース

(3)就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

事業の概要

○企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。

実績

◆就労継続支援(A型)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	28人	29人	30人
	計画値	24人	26人	28人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	511日	538日	530日
	計画値	426日	460日	496日
平均利用日数 B/A		18.3日	18.6日	17.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

◆就労継続支援(B型)

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	129人	135人	145人
	計画値	119人	128人	139人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	2,366日	2,437日	2,768日
	計画値	2,257日	2,438日	2,633日
平均利用日数 B/A		18.3日	18.1日	19.1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○就労継続支援(A型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和2(2020)年11月現在、就労継続支援(A型)の指定を受けた事業所は、市内に1か所あります。利用者数、利用日数ともに計画値を上回っています。

○就労継続支援(B型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和2年11月現在、就労継続支援(B型)の指定を受けた事業所は、市内に7か所あります。利用者数及び利用日数は、年々増加しています。

○福祉に関するアンケート調査では、就労継続支援を利用している割合が5.1%に対し、サービスを利用したい割合は29.5%に上ります。

整備方針と計画値

○地域での生活への移行が進むことや生活の自立をめざす人の増加が見込まれることから、更なる需要の高まりが予測されます。需要の高まりの予測に対して、本市においては就労継続支援（A型）の不足が顕著と言えることから、市内及び近隣の事業所の協力を得て利用施設の確保に努めます。

○また、「障害者優先調達推進法」に基づき策定した「成田市障がい者就労施設等からの調達方針」に則り、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障がいのある人の多様な就労機会を確保し、施設運営の支援拡大を図ります。

◆就労継続支援(A型)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	30人	31人	31人
実利用日数(1月あたり)	555日	575日	575日

◆就労継続支援(B型)

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	153人	155人	158人
実利用日数(1月あたり)	2,898日	2,936日	2,993日

●市内・近隣の事業所●

ビーアンビシヤス(A型・B型)
 成田市のぞみの園(B型)
 いんば学舎・花かごオーリーブ(B型)
 杜の家なりた(B型)
 【富里市】地域生活支援大地(B型)
 【富里市】ワークわく・きよさと(B型)
 【酒々井町】ワーク・かなえ(B型)
 【香取市】栗源協働支援センター(A型)

アーアンドディだいえい(B型)
 かしの木園(B型)
 (医)透光会ひだまり(B型)
 【佐倉市】あらた(A型)
 【富里市】三愛ワークス(B型)
 【八街市】就職するなら明朗塾(B型)
 【酒々井町】美能(B型)
 【香取市】栗源第一薪炭供給所(B型)

(4)就労定着支援

事業の概要

○一般就労した人が、職場に定着できるよう生活面で支援する事業です。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	5人	16人	18人
	計画値	0人	2人	4人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	5日	16日	31日
	計画値	0日	8日	16日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 就労定着支援は、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスとして設けられています。令和2(2020)年11月現在、就労定着支援の指定を受けた事業所は、市内に1か所あります。
- 利用者数及び利用日数は計画値を上回っており、大きく増加傾向にあります。
- 福祉に関するアンケート調査では、就労定着支援を利用している割合が1.1%に対し、サービスを利用したい割合は28.9%に上ります。

整備方針と計画値

- 就労定着支援は前述の就労移行支援と同様に、障がいのある人の一般就労、地域で経済的に自立した生活基盤を築く基礎となる重要なサービスであることから、新規事業者の参入を促進するとともに市内及び近隣の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	18人	19人	21人
実利用日数(1月あたり)	31日	33日	36日

●市内・近隣の事業所●

就職するなら明朗アカデミー
【千葉市】LITALICO ワークス千葉

【富里市】ワークわく・きよさと
【千葉市】Melk 千葉 office

6 地域相談支援

(1) 計画相談支援

事業の概要

計画相談支援	○障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	○障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	○居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

実績

◆計画相談支援

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	139人	127人	141人
	計画値	104人	112人	121人

令和2年度の実績値は見込値となります。

◆地域移行支援

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	0人	1人	3人
	計画値	3人	4人	4人

令和2年度の実績値は見込値となります。

◆地域定着支援

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	1人	2人	3人
	計画値	2人	2人	3人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2（2020）年11月現在、指定特定相談支援事業所は市内に8か所あります。利用者数は計画値を若干上回り推移しています。
- 地域移行支援については、計画値を下回って推移しています。
- 地域定着支援については、概ね計画値どおりに推移しています。

整備方針と計画値

- 通所系サービスなど、在宅の障害福祉サービスの利用者の増加を踏まえ、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保について、新たな事業者の参入を働きかけるとともに、質の高い相談支援サービスが提供されるよう、成田市地域自立支援協議会相談支援部会における協議や研修体制の充実を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援実利用者数 (1月あたり)	141人	142人	144人
地域移行支援実利用者数 (1月あたり)	3人	3人	4人
地域定着支援実利用者数 (1月あたり)	2人	2人	3人

●市内・近隣の事業所●

相談支援事業所新町デイサービスセンター玲光苑
菜の花会相談支援事業所※
成田地域生活支援センター※
あい愛ケアプラン
【香取市】ルートデザイン
【富里市】千葉総合介護サービス
【佐倉市】生活クラブ風の村相談支援事業所こもれびさくら

ささえあい
地域生活支援センターサザンカの里※
居宅介護支援センター杜の家なりた
成田・地域でともに歩む会・かたつむり
【八街市】相談支援事業所 MEI
【酒々井町】相談支援センターかなえ

※地域移行支援、地域定着支援も実施

第3章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称		
必須事業	理解促進研修・啓発事業		
	自発的活動支援事業		
	相談支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター
			市町村相談支援機能強化事業
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	
		成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業		
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業（常勤）	
		手話通訳者・要約筆記派遣事業（利用者）	
		声の広報配布事業	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練等支援用具	
		自立生活支援用具	
		在宅療養等支援用具	
		情報・意思疎通支援用具	
		排せつ管理支援用具	
		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	
	手話奉仕員養成研修事業		
	移動支援事業	個別・グループ支援型	
		車両移送型	障害者通所施設等運営事業
			障害者移送サービス事業
			福祉タクシー事業
			障害者通所施設交通費助成事業
			身体障害者自動車改造費助成事業
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業			
福祉カー貸付事業			
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型		
	地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型		
任意事業	日中一時支援事業		
	福祉ホーム運営費補助事業		
	障害者グループホーム等運営費補助金事業		
	訪問入浴サービス事業		
	居住体験支援費助成事業		
	紙おむつ給付事業		
	寝具乾燥サービス事業		
	配食サービス事業		
	緊急通報装置設置事業		
	徘徊高齢者等家族支援サービス事業		
	グループホーム等家賃助成事業		
	障害福祉サービス等利用者負担助成事業		
	児童福祉施設入所負担金助成事業		
	知的障害者職親委託事業		

1 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

事業の概要

○地域の住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

実績

区分	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	実施	実施	実施
	講演会・ パンフレット配布 による周知	講演会・ パンフレット配布 による周知	講演会・ パンフレット配布 による周知

現状と課題

- 障害者差別解消法の施行に合わせた市民向け講演会、健康福祉まつりでの講演会「メンタルヘルスフェア成田」、当事者団体と協働した啓発イベントを開催するなど、障がいへの理解や権利擁護などについて啓発に取り組んでいます。
- 「自閉症啓発デー」に合わせ、市役所本庁舎市民ロビーで、「自閉症のひとたちの絵画展」を開催しています。
- 「障害者週間」に合わせて、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、広報なりた12月1日号において、障がい者や障がい福祉等についての関心と理解を深めるための記事を掲載し、周知と啓発を図っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」は26.2%、「少しある」は27.0%に上ります。さらに、差別や嫌な思いをした場所については、学校や職場47.2%、仕事を探すとき24.8%、公共交通機関24.4%、商業施設21.3%が挙げられております。前回の調査との比較により大きな差が見られないため、職場や地域における障がい者理解を一層促進する必要があります。

整備方針と計画値

- 広く地域社会全体において、障がいや、障がいを抱えて生活する人に対する理解が進むように、障がいのある人も障がいのない人も参加、学習できるように講演会、研修会又はイベントを実施し、啓発活動を継続していきます。
- 障がいに対する差別解消と合理的配慮の必要性に対する理解を促進するため、成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催を通じて、事例対応の蓄積や合理的配慮の必要性及び差別解消に向けての活動について、関係機関との連携を強化します。
- また、パラスポーツの体験ができるイベントの開催や障がいのある方による作品展を開催するなど、障がいのある人がスポーツ活動・文化芸術活動等に参加する機会の拡大を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	実施	実施	実施
成田市障がい者差別解消支援地 域協議会の開催内容及び施策等	事例の蓄積	事例の共有	市民への周知

作品挿入予定箇所⑭

(2)自発的活動支援事業

事業の概要

○障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピア・サポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

実績

区分	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実施の有無	実施	実施	実施

○本市では当事者会や家族会が活動しており、各団体の連絡組織として「成田市福祉連合会」が活動しています。本市ではこの連合会の活動を支援しています。

現状と課題

○事業者・関係団体ヒアリング調査において、防災訓練への参加を通して防災時の必要な行動をシミュレーションするほか、福祉避難所等の活用や避難行動要支援者制度の周知と利用方法に関する周知が必要であるとの意見が挙げられています。

○在宅での医療的ケアに必要な医療機器等の災害時の停電に対する電源確保も問題であり、これらに対する対応についても検討すべきであるとの意見が挙げられています。

整備方針と計画値

○成田市福祉連合会への支援と協力を強化するとともに、障がいのある人がボランティア活動や同じような立場や状況にある人への支援（ピア・サポート）など、自らの意思で参加する機運が高まるための支援策を検討します。また、各自の防災意識を高めるための講演会等の開催を周知するほか、個別支援計画の中でも防災時の行動を見込む方法を検討するなど、当事者及び関係者の防災に対する意識を高めるための支援策を検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施の有無	検討	実施	実施

(3)相談支援事業

事業の概要

○障がいのある人に対して総合的な相談支援を行います。

相談支援事業	○障がいのある人に対する相談支援を行います。
障害者相談支援事業	○障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。
基幹相談支援センター	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者からの相談支援を総合的にを行います。
市町村相談支援機能強化事業	○相談支援機能強化のため、相談支援に専門職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	○公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談、助言を行います。

実績

区分	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施

現状と課題

- 保健福祉館内で運営している成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）に、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職を配置し、障がいのある人やその家族、支援者などの相談支援や情報提供、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）などを行っています。
- 成田市障がい者相談センター（ほっとすまいるセンター）を基幹相談支援センターに位置付けるとともに、同センターが事務局を担う成田市地域自立支援協議会に相談支援部会を設置し、相談支援専門員の支援スキルの向上、相談支援事業所の連携強化などにより、地域の相談支援体制の充実を図っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、相談支援を利用している割合が11.8%に対し、サービスを利用したい割合は44.4%に上ります。
- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、市内における相談支援員の不足や、市役所内における縦割りの弊害があり、相談をする対象としてわかりづらいという意見が挙げられています。

整備方針と計画値

- 障がいのある人の総合的な相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や地域包括支援センターなどその他の関係者などとの連携体制を強化し、相談する方の抱える環境や希望に配慮しながら、多職種による支援が実現するための相談支援体制の充実を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

(4)成年後見制度利用支援事業

事業の概要

- 判断能力が不十分で身寄りがない人などの権利を擁護することを目的に、成年後見制度利用を促進するため、申立に要する経費や、後見人等の報酬を助成します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	16人	9人	12人
	計画値	14人	14人	15人

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 利用者は平成30（2018）年度については計画値を上回っていましたが令和元（2019）年度以降は計画値を下回っています。
- 福祉に関するアンケート調査では、成年後見制度について「名称も内容も知っている」が22.7%である一方、「名称を聞いたことがあるが内容は知らない」が35.1%、「名称も内容も知らない」が35.9%に上り、成年後見制度のさらなる周知が求められます。
- 事業所アンケート調査・関係団体ヒアリング調査において、アンケート調査と同様に、障がいのある人本人や障がいのある人の保護者や関わる人であっても成年後見制度の理解やその利用が進んでいないこと、学習する機会が少ないことなどが意見として挙げられています。

整備方針と計画値

- 令和4（2022）年度を目途に成年後見に係る周知啓発や申し立てなど権利擁護支援のコーディネーター等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度活用のための施策を強化します。また、パンフレットの配布や成年後見制度に関する勉強会、研修会を開催し、制度の周知と活用推進に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	18人	21人	24人

(5)成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実施の有無	実績値	検討	検討	検討
	計画値	検討	検討	実施

現状と課題

- 研修などによる啓発活動のほか、法人後見が可能となる体制の整備を進めていくことが求められています。令和2年度には実施する予定でしたが、検討中となっています。

整備方針と計画値

- 令和4（2022）年度を目途に成年後見に係る周知啓発や申し立てなど権利擁護支援のコーディネーター等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センター」を設置し、支援が必要な人が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、支援体制を整備します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施の有無	検討	検討	実施

(6)意思疎通支援事業

事業の概要

手話通訳者設置事業	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人との意思疎通を図るため、手話通訳者を市役所に設置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人と意思疎通を図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
声の広報配布事業	○視覚に障がいのある人のために「広報なりた」「議会だより」の録音CD(デージー(※)対応)又は録音テープを配布します。

※「デージー」とは、録音された音声データに目次や見出しなどの情報を記録し、必要な情報を容易に検索し、聞くことができるために加工した音声データです。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	実績値	1.5人	1.5人	2人
	計画値	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)※	実績値	45人	46人	50人
	計画値	48人	51人	55人
声の広報配布事業(実利用者)	実績値	17人	16人	16人
	計画値	19人	20人	21人

※実利用者のほか、21団体の各講演会に派遣を行いました。
令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業、声の広報配布事業ともに、実利用者数は計画値をやや下回って推移しています。
- 手話通訳や要約筆記をはじめとする、聴覚障がいのある人の情報保障を目的とした事業の充実について協議するため、平成28(2016)年11月に施行した「成田市意思疎通支援事業実施要綱」に基づき、平成29(2017)年6月に、聴覚障がいのある人、手話通訳者、市職員で構成する「成田市意思疎通支援事業運営委員会」を設置しました。

整備方針と計画値

- 成田市意思疎通支援事業運営委員会において、ニーズや課題の把握、解決策の検討などを行い、より充実した制度利用が図られるようにします。
- 手話通訳及び要約筆記については、手話通訳依頼の需給状況等を踏まえ、タブレットの利用による遠隔手話サービスの実施について検討します。
- 声の広報事業については、本事業を支える音訳ボランティアを増やすための施策を展開します。
- 失語症者に対する意思疎通支援事業については、千葉県言語聴覚士協会や千葉県が養成する意思疎通支援者との調整を図りながら、本市におけるニーズを勘案し、支援者派遣事業の実施について検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)	55人	57人	59人
声の広報配布事業(実利用者)	16人	16人	17人

作品挿入予定箇所⑮

(7)日常生活用具給付等事業

事業の概要

日常生活用具給付等事業	○障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
介護・訓練等支援用具	○特殊寝台、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	○入浴補助用具、移動・移乗支援用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	○ネブライザー、たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	○携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭等
排せつ管理支援用具	○ストーマ装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	○小規模な段差解消等の改修工事

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
介護・訓練等支援用具	実績値	14件	11件	10件
	計画値	8件	9件	9件
自立生活支援用具	実績値	19件	21件	27件
	計画値	25件	26件	28件
在宅療養等支援用具	実績値	17件	15件	15件
	計画値	13件	13件	14件
情報・意思疎通支援用具	実績値	21件	12件	20件
	計画値	26件	28件	29件
排せつ管理支援用具	実績値	400件	402件	418件
	計画値	410件	430件	451件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実績値	0件	0件	4件
	計画値	5件	6件	6件

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 介護・訓練等支援用具、在宅療養等支援用具の利用件数については、計画値をやや上回って利用がみられます。
- 自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作用具（住宅改修費）については、計画値を下回って利用がみられます。
- 関係団体等に対するアンケートでは、医療的ケアが必要な方に対して、停電時に利用できる電源や足踏み式たん吸引機等の用具を給付する他市を参考にし、日常生活用具として給付してほしいとの意見が挙がっています。
- 関係団体等に対するアンケートでは、日常生活用具または市の障がい福祉施策のいずれかにおいて、障がい児に対して紙おむつの給付をしてほしいという意見が挙がっています。

整備方針と計画値

- 事業者と調整しながら、利用者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に務めます。また、広報や相談支援事業などを通じて給付が必要な人の把握、周知による利用促進を図ります。さらに近隣他市の独自給付についても研究しながら、必要に応じて新たな用具の給付も検討します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護・訓練等支援用具	11件	11件	11件
自立生活支援用具	32件	32件	32件
在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	30件	30件	30件
排せつ管理支援用具	420件	430件	440件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6件	6件	6件

(8)手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

- 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実修了者数	実績値	28人	24人	27人
	計画値	40人	40人	40人

令和2年度の実績は見込値となります。

現状と課題

- 研修は前期と後期の2課程で構成され、前期では広く興味のある人を対象に入門課程を、後期では前期研修を修了した人を対象に基礎課程を実施しています。
- 後期課程を修了した人は、「手話通訳者」として実務に当たるための技能と経験を身につけ、通訳者としての資格取得を目的として県が実施する「手話通訳者養成講座」を受講することができます。
- 修了者数は計画値に対し、下回って推移しています。

整備方針と計画値

- 聴覚障がいに対する理解と協力を求めるため、身近な地域でより多くの手話奉仕員が活動できるように、養成研修の普及及び人材の育成に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実修了者数	40人	40人	40人

(9)移動支援事業

事業の概要

○屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	57人	54人	60人
	計画値	62人	65人	68人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	300時間	285時間	348時間
	計画値	361時間	379時間	398時間
1人あたりの利用時間B/A		5.3時間	5.3時間	5.8時間

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○令和2(2020)年11月現在、移動支援事業を実施する事業所は市内に5か所あります。

○利用者数及び利用日数は、いずれも計画値をやや下回って推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、移動支援事業を利用している割合が4.0%に対し、サービスを利用したい割合は28.8%に上ります。

整備方針と計画値

○安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、サービス事業者に対して新たな参入を働きかけます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	69人	71人	73人
実利用時間(1月あたり)	405時間	418時間	435時間

●市内・近隣の事業所●

生活クラブ風の村介護ステーションなりた
 居宅介護ステーションりんご
 JA 成田市ケアセンター美郷
 【富里市】千葉総合介護サービス

訪問介護事業所新町玲光苑
 あい愛ホームヘルプ
 【栄町】ヤックスヘルパーステーション安食
 【四街道市】障がい者就労・生活さぽーとピース

(10)地域活動支援センター

事業の概要

地域活動支援センター	○創作的活動や生産活動等の支援を行うとともに、下記の事業を実施します。
地域活動支援センターⅠ型	○精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型	○雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
市内施設利用分	実績値	3か所	3か所	3か所
	計画値	3か所	3か所	3か所
	実績値	115人/年	110人/年	118人/年
	計画値	144人/年	151人/年	159人/年
市外施設利用分	実績値	3か所	3か所	5か所
	計画値	4か所	5か所	5か所
	実績値	7人/年	6人/年	7人/年
	計画値	8人/年	9人/年	9人/年

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 令和2(2020)年11月現在、地域活動支援センターⅠ型は市内に2か所、Ⅱ型は市内に1か所あります。Ⅲ型の事業所は市内にありません。
- 令和元(2019)年度から、障がい児も利用が可能となるように、地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型の年齢要件の引き下げを行いました。
- 利用者数は、いずれも計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、地域活動支援センターを利用している割合が4.4%に対し、サービスを利用したい割合は26.6%に上ります。
- 関係団体ヒアリング調査では、送迎サービスに限りがあることで、サービス内容に地域差

が生じてしまっているほか、公共交通機関を利用できない人にとっては利用が困難な状況になっているとの指摘があります。

整備方針と計画値

○引き続き需要が高まることが見込まれることから、障がいのある人の生活実態やニーズなどを十分に考慮しながら、広域での連携含めて利用施設を確保します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市内施設利用分	3か所	3か所	3か所
	121人/年	122人/年	124人/年
市外施設利用分	5か所	5か所	5か所
	9人/年	9人/年	9人/年

●市内・近隣の事業所●

成田地域生活支援センター(Ⅰ型)
新町デイサービスセンター玲光苑(Ⅱ型)
【千葉県】らいおん千葉(Ⅲ型)

地域生活支援センターサザンカの里(Ⅰ型)

【香取市】らいおん香取(Ⅲ型)

作品挿入予定箇所⑩

2 任意事業

(1)日中一時支援事業

事業の概要

○障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	69人	61人	53人
	計画値	75人	80人	86人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	504日	378日	290日
	計画値	473日	506日	541日
1人あたりの利用日数B/A		7.3日	6.2日	5.5日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2(2020)年11月現在、日中一時支援事業を実施する事業所は市内に15か所あります。
- 利用者数及び利用日数は、いずれも計画値をやや下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、日中一時支援事業を利用している割合が6.3%に対し、サービスを利用したい割合は27.1%に上ります。

整備方針と計画値

- 現行体制を維持しつつ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に務めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	72人	73人	73人
実利用日数(1月あたり)	446日	452日	452日

●市内・近隣の事業所●

不二学園
しもふさ工房
ビーアンビシャス
成田・地域でともに歩む会かたつむり
おもちゃ箱

かしの木園
アーアンドディだいえい
生活工房
(医)透光会ひだまり
成田市あじさい工房

幸町ルーム
ネクスト名木小
いんば学舎・花かご
ぱすてる
成田市のぞみの園

(2)訪問入浴サービス

事業の概要

○自宅での入浴が困難な障がいのある人等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	13人	14人	16人
	計画値	14人	14人	15人

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

○令和2(2020)年11月現在、訪問入浴サービスを実施する事業所は、市内に3か所、市外に2か所あります。

○利用者数は、概ね計画値どおりで推移しています。

○福祉に関するアンケート調査では、訪問入浴サービスを利用している割合が2.0%に対し、サービスを利用したい割合は16.9%に上ります。

整備方針と計画値

○現行体制を維持しつつ利用者数の増加に対応した適切なサービスの提供に努めます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	16人	17人	18人

●市内・近隣の事業所●

訪問入浴介護事業所玲光苑
ケアスタッフ成田
【多古町】訪問入浴きぼう

アースサポート成田

【香取市】ニチイケアセンター北佐原

(3) 居住体験支援費助成

事業の概要

○地域で自立した生活をめざす障がいのある人に、体験的宿泊ができる居室環境を提供し、一人暮らしに必要な生活能力の向上に向けた支援を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	2人	1人	4人
	計画値	5人	7人	10人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

○利用者数は計画値を下回って推移しています。平成29(2017)年度に創設した事業のため、対象者及び関係者への周知を図る必要があります。

整備方針と計画値

○障がいのある人やその家族、支援者への周知を図り、病院や施設からの地域への移行を推進し、より多くの障がいのある人が、地域で自立した生活を続けることができるよう、利用の周知を図るほか、利用機会を確保します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	5人	7人	7人

(4)知的障害者職親委託

事業の概要

- 知的障がいのある人の援護に熱意を有する事業経営者など（職親）のもとで、就労をめざした生活指導や技能習得訓練などを実施します。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数	実績値	2人	2人	2人
	計画値	2人	3人	3人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

- 利用者数は概ね計画値どおりに推移しています。
- 新規で職親を希望する事業経営者等がいなく、現在、職親委託をしている事業経営者等も高齢化し、継続することが困難となってきています。

整備方針と計画値

- 知的障がいのある人の就労支援と地域生活支援の一環として、利用機会を確保します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数	2人	2人	2人

第4章 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策

◆サービスの種類と名称

種類	サービスの名称	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		医療型児童発達支援
		保育所等訪問支援
	障害児訪問支援	居宅訪問型児童発達
	障害児相談支援	障害児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
	障害児入所支援※	福祉型、医療型

※障害児入所支援については千葉県所管の事業のため、本計画では目標値を設定しません。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

事業の概要

児童発達支援	○障がいや発達に遅れのある就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。
放課後等デイサービス	○障がいや発達に遅れのある学齢期以降の児童に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と連携して児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供するサービスです。

実績

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	334人	360人	363人
	計画値	245人	265人	286人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	2,886日	2,723日	2,810日
	計画値	2,371日	2,560日	2,765日
1人あたりの利用日数B/A		8.6日	7.6日	7.7日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 令和2(2020)年11月現在、児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けた事業所は市内に17か所あります。
- 利用者数及び利用日数は、いずれも計画値を大きく上回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、児童発達支援を利用している割合は55.9%、放課後等デイサービスを利用している割合が43.2%となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、よりきめ細かな対応を可能とするために人員配置の工夫や職員の負担軽減が求められています。

整備方針と計画値

- 身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けることができるように、それぞれの児童の環境やニーズに応じたサービスの量を見込みます。また、児童の特性に適した質の高いサービスが提供されるように、個別の施設訪問などの手法によりサービス内容を確認することで質の確保と向上を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいがある児童に対して、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できる事業者の参入を促し、サービス利用における選択肢を増やすことを目指します。

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	367人	372人	379人
実利用日数(1月あたり)	3,156日	3,198日	3,259日

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター
 幸町ルーム※
 おもちゃ箱なりた
 いんば学舎・花かご第2たんぼぼ
 おむすびるーむ
 アンダンテ成田※
 放課後等デイサービス ウィズ・ユー成田※
 みつばちナツプ
 児童デイサービスげんき名木小※
 【富里市】在宅介護支援つくしんぼ
 【富里市】ワイワイキッズLabo
 【芝山町】第2パレット※
 【香取市】コスモスの花
 【佐倉市】子ども発達支援モチモチの森
 【印西市】児童デイサービスセンターほっぴ

本城ルーム※
 すずらん※
 いんば学舎・花かごたんぼぼ
 ぱすてる※
 子どもデイサービスセンター杜の家なりた※
 あいのて第二教室※
 フォーリーフナゲット成田こみかど
 こどもプラス 成田教室
 【神崎町】児童デイサービスセンターみにトマト※
 【富里市】放課後等デイサービス第2つくしんぼ※
 【富里市】パレット※
 【富里市】コペルプラス 成田教室▼
 【多古町】児童デイサービスセンター多古新町ハウス※
 【印西市】児童デイサービス朋友会憩の里さくら

※放課後等デイサービスのみ利用が可能

▼児童発達支援のみ利用が可能

(2)医療型児童発達支援

事業の概要

○未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	1人	0人	2人
	計画値	2人	2人	3人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	1日	0日	2日
	計画値	9日	9日	10日
1人あたりの利用日数B/A		1日	0日	1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 利用者数及び利用日数は、利用者数が0人と、計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、医療型児童発達支援を利用している割合が1.6%に対し、サービスを利用したい割合は23.3%に上ります。

整備方針と計画値

- 顕在化していない潜在的なニーズに対応できるよう、サービス提供者である医療機関との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	2人	3人
実利用日数(1月あたり)	4日	4日	6日

●市内・近隣の事業所●

【千葉市】千葉リハビリテーションセンター児童発達支援センター

(3)保育所等訪問支援

事業の概要

- 保育園、幼稚園、小学校等に通う障がいや発達に遅れのある児童について、他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	1人	0人	2人
	計画値	3人	4人	5人
実利用日数 (1月あたり)	実績値B	1日	0日	2日
	計画値	3日	4日	5日
1人あたりの利用日数B/A		1日	0日	1日

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 利用者数及び利用日数は、いずれも計画値を下回って推移しています。
- 福祉に関するアンケート調査では、保育所等訪問支援を利用している割合が5.8%に対し、サービスを利用したい割合は31.7%に上ります。

整備方針と計画値

- 施設や保護者などのニーズを踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設と連携を図ります。
- また、相互の連携体制の強化のためには、保護者の同意と了解の下で、関係機関の情報共有が不可欠と言えます。
- 保育園等と児童発達支援事業所の連携を促進する手段として、保育所等訪問支援を活用し乳児院や児童養護施設に派遣先が拡大されたことから、サービス事業者に対して事業への新規参入を働きかけます。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数(1月あたり)	2日	3日	3日

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター
【八街市】銀河鉄道
【富里市】ワイワイキッズLabo

【千葉市】LITALICOジュニア千葉教室

作品挿入予定箇所⑰

2 障害児訪問支援

(1) 居宅訪問型児童発達支援

事業の概要

- 重症心身障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

実績

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値A	0人	0人	0人
	計画値	0人	1人	1人
実利用時間 (1月あたり)	実績値B	0時間	0時間	0時間
	計画値	0時間	8時間	8時間

令和2年度の実績値A及び実績値Bは見込値となります。

現状と課題

- 2020（令和2）年11月現在、居宅訪問型児童発達支援の指定を受けた事業所は市内にありません。
- 利用者数が0人と、計画値を下回って推移しています。新設された事業のため周知と啓発を図ることが必要です。
- 福祉に関するアンケート調査では、居宅訪問型児童発達支援を利用している割合が0.0%に対し、サービスを利用したい割合は13.8%に上ります。

整備方針と計画値

○地域における重症心身障がい等のある児童のニーズを勘案し、既存事業所の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、訪問支援員の育成を事業者に働きかけます。

○本サービス利用については医療機関と連携をしながら、周知と啓発を行います。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	2人	2人
実利用時間(1月あたり)	4時間	6時間	6時間

●市内・近隣の事業所●

【佐倉市】重心通所さくら

【佐倉市】佐倉市さくらんぼ園

作品挿入予定箇所^⑱

3 障害児相談支援

(1) 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

事業の概要

障害児支援利用援助	○障がいのある児童の心身の状況や環境、本人や保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	○支援内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況を確認し、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

実績

◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助

区分		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実利用者数 (1月あたり)	実績値	104人	143人	143人
	計画値	55人	59人	64人

令和2年度の実績値は見込値となります。

現状と課題

○令和2(2020)年11月現在、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の指定を受けた事業所は、市内に6か所あります。

整備方針と計画値

○地域で生活する障がいのある児童に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所に対して開設や拡充を促すとともに、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介を行います。また、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターなど子育て支援に関する相談を受ける機関との連携を強化し、横断的な課題解決を試みます。

◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実利用者数(1月あたり)	143人	143人	143人

●市内・近隣の事業所●

成田市子ども発達支援センター

菜の花会相談支援事業所

居宅介護支援センター杜の家なりた

【香取市】ルートデザイン

【富里市】(福)富里市社会福祉協議会指定相談支援事業所ゆらり

ささえあい

成田地域生活支援センター

おむすび

【八街市】MEI

第5章 成田市こども発達支援センターの運営方針等について

1 成田市こども発達支援センター

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

事業の概要

児童発達支援	○小集団療育や個別訓練、発達の相談を通して、発達が気になる児童や障がいを持った児童に対して、発達を援助し保護者の育児支援を行います。
放課後等デイサービス	○6歳から18歳までの発達に特性のある児童や障がいのある児童の生活能力向上のための個別訓練と日常生活の充実のための水療育や音楽療法等を行います。

現状と課題

- 市内唯一の公設直営の施設として、乳幼児健診を実施している健康増進課や幼稚園・保育園、医療機関など、各関係機関と連携しながら専門的な療育・訓練を提供しています。
- 全体的に発達に支援が必要な児童の人数は増加傾向にあり、ニーズも多様化しています。さらに、低年齢での発達に関する相談も増えています。
- 個別指導のニーズも多く、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職を配置し、多職種が連携して指導・相談に対応しています。

運営方針

- 様々なニーズに対応できるよう、引き続き通所支援・訪問支援の充実をめざします。早期療育を必要とする児童と保護者に対し、継続的な家庭支援と相談体制の拡充を検討します。
- 支援センターでの個別指導だけでなく、地域の医療機関などでも継続して必要な指導を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

(2)保育所等訪問支援

事業の概要

- 療育の専門職が定期的に保育所・幼稚園などに訪問し、園での集団生活に適應できるよう児童に対しての支援や園の職員に対して助言を行います。

現状と課題

- 発達に支援が必要な多くの児童が地域の幼稚園・保育園などに通園しており、訪問支援の依頼が増えています。

運営方針

- 支援の必要な児童の発達状況の見極めと通園している園の集団活動の中での生活環境の調整を含めた支援方法を提案できるよう、職員の専門性を高めます。
- 千葉県障害児等療育支援事業や現場研修の活用も含め、訪問支援の拡充をすすめていきます。

(3)居宅訪問型児童発達支援

事業の概要

- 重症心身障がい等のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得等の支援を行います。児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

現状と課題

- 平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度の事業実施実績はありません。

運営方針

- 外出の難しい退院後間もない児童や重度の障がい等がある児童への継続的支援として「居宅訪問型児童発達支援」事業の実施を検討します。

(4)障害児相談支援

○0歳から18歳までの児童の「障害児支援利用計画案」の作成と一定期間ごとにサービス等の利用状況を確認し、「障害児支援利用計画」の見直しを行っています。

現状と課題

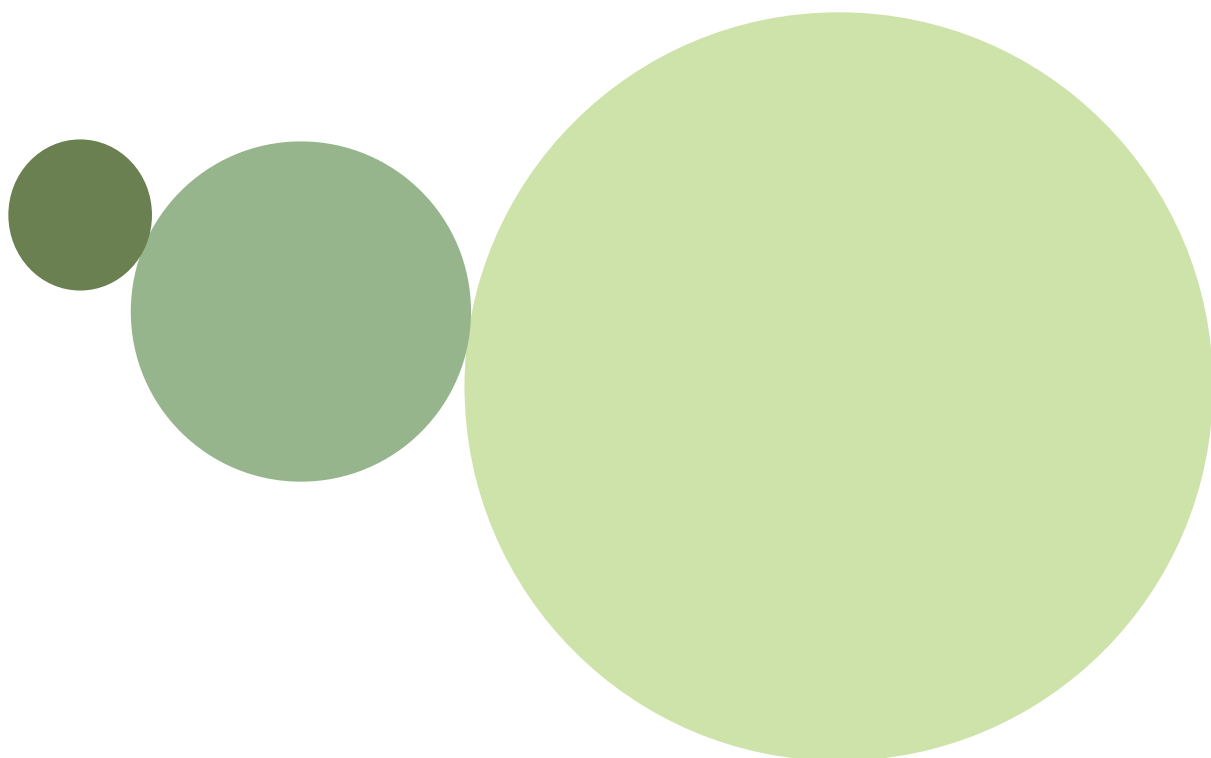
○相談支援専門員が市内の多くの児童の障害児支援利用計画案・継続利用計画を作成しています。また、様々な関係機関の役割や状況の把握が必要な医療的ケア児の計画作成もを行っています。

運営方針

- きめ細やかに利用者の家庭生活状況を把握し、様々なサービスを熟知した相談支援専門員を育成します。
- 基幹相談支援センターと連携して、障害児相談支援にあたるほか、多職種協働がスムーズにできるように中心となって調整を行います。
- 障害児相談支援の充実を目的として令和5年（2023）年度までに「医療的ケア児等に関するコーディネーター」を配置します。

区分	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	令和5年度末までに1名配置		

第3部 その他の障がい者・障がい児に 対する福祉施策等について



その他の障がい者・障がい児に対する福祉施策等

第2部において、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画として障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの見込み量と今後の方策を記載しました。本市においては、その他の障がい福祉施策として次のとおりの施策を実施しております。

障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの充実とともにその他の施策も充実させ、もって障がい者及び障がい児の福祉の推進を図ります。

1 日常生活を支援するサービス等

(1)日常生活を支援するサービス

ア. 重度心身障害者紙おむつ給付

在宅での20歳以上の重度身体障がい者（身体障害者手帳1級～2級）等で、紙おむつを使用している方を対象に紙おむつを給付しています。

令和5年度までの実施を目指し、医療的ケアが必要な児童及び6歳以上の障がい児で常時紙おむつを使用している児童に対する給付等の対象の拡大を検討します。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	51人	47人	42人

イ. 障害者等配食サービス

在宅でひとり暮らしの心身障がい者等（日中障がい者のみの世帯を含む）を対象に、食生活の改善と安否確認を目的として1月1日～3日を除く毎日の昼食をお届けしています。

利用料は1食あたり300円（生活保護世帯は200円）の負担で利用できます。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	40人	43人	55人
延配食数	7,689食	7,787食	9,052食

ウ. 重度心身障害者寝具乾燥サービス

生活環境や身体状況等の理由により、寝具を自然乾燥させることが困難な重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳△～Aの2）等を対象に、月1回無料で専門業者を派遣して寝具の乾燥を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	0人	0人	0人

工. 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの重度の身体障がい者（身体障害者手帳1級～2級）を対象に、事故や病気の際、ペンダント型の発信機を押すだけで緊急事態を通報することのできる装置を貸し出しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	5人	4人	4人

(2)コミュニケーションに対する支援

ア. 声の広報配布

視覚障がい者に市政に関する各種情報を提供するため、広報紙等を録音したカセットテープ又はCDを配送しています。（平成22年11月からCD対応）

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	16人	17人	16人

イ. 手話通訳者設置

聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化及び情報取得の保証のため、障がい者福祉課に手話通訳者を設置しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
延件数	1,012件	946件	1,574件

(3)移動に対する支援

ア. 福祉タクシー料金助成

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）若しくは視覚・体幹・下肢3級又は精神障害者保健福祉手帳1級～2級の障がい者が、通院などの外出のためにタクシーを利用した場合、料金の半額（2,000円限度）を助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
延利用件数	13,904件	12,930件	12,215件

イ. 障害者移送サービス事業(福祉有償運送事業)補助

歩行障がい等により、ひとりで外出できない方に対し、車いすのまま乗車可能な福祉車両(運転手が付きます)を使用し、通院等の移送事業を実施している社会福祉法人 成田市社会福祉協議会に対し補助を行っています。

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延利用者数	435人	341人	351人

(4)貸付・貸出

ア. 車いすの貸出

通院や旅行等に車いすを必要とする障がい者や高齢者の方に、1 か月を限度に無料で車いすを貸し出しています。

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延貸出件数	128件	121件	134件

イ. 福祉カーの貸付

障がい者及び高齢者の通院や旅行等に際して、車いす・寝台車ごと乗降できるリフト付ワゴン車(ゆうあい成田号)を貸し出しています。(燃料費は自己負担)

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延貸出件数	42件	28件	18件

(5)料金助成

ア.障害者福祉診断書料の助成

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請の際、添付書類である診断書の料金に対して、3,500 円を限度に実費を助成しています。

また、訪問入浴等の福祉サービスを利用する際に作成した診断書料を市民税の課税状況に応じて、5,000 円、3,000 円、2,000 円を限度に助成しています。

	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
延件数	676件	688件	712件

イ. 心身障害者福祉施設通所交通費助成

心身障がい者施設に、交通機関や自動車に通所している心身障がい者に対して、交通費の2分の1(1万円限度)を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	103人	98人	133人

ウ. 障害者乗馬療法助成

在宅の障がい者児が乗馬療法を受けた場合、その費用の2分の1(年15,000円限度)を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	8人	8人	6人

エ. 障害者グループホーム等家賃助成

市民税非課税のグループホーム等の入居者に対し、家賃の8割(25,000円限度、平成23年10月から特定障害者特別給付金が支給された場合は17,000円限度)を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	74人	78人	91人

オ. 障害者居住体験支援費助成

地域における自立した生活への移行を目指す障がい者に対し、居住体験の支援費を助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
利用延日数	22日	27日	16日

カ. 身体障害者自動車改造費助成

重度の身体障がい者(身体障害者手帳1級~2級)が自ら運転する自動車の旋回装置・駆動装置などを改造した場合、105,000円を限度に助成しています(所得制限あり)。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	3人	3人	0人

キ. 身体障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者手帳1級～4級の方が自動車運転免許を取得するための経費を、105,000円を限度に助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	0人	1人	1人

ク. 重度心身障害者住宅改造費助成

在宅で重度の心身障がい者(身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2)が、自宅で生活しやすいように住宅を改造するための費用に対して、世帯の所得税の課税状況に応じ、非課税世帯で700,000円、課税世帯で466,000円を限度に助成しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
実利用者数	2人	4人	5人

2 補装具等の支給について

(1) 補装具費の支給

障がいのある部位を補って、必要な身体機能を得るための用具の購入・修理の費用を支給しています。

	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年
交付件数	136(45)件	114(37)件	135(43)件
修理件数	108(27)件	98(31)件	104(22)件

()内は児童分で再掲

令和元年度交付・修理件数実績(単位「件」)

	交 付	修 理		交 付	修 理
義 肢	8(0)件	10(0)件	眼 鏡	6(1)件	0(0)件
装 具	39(16)	14(1)	補 聴 器	33(5)	32(16)
座位保持装置	10(8)	8(1)	車 い す	22(9)	33(3)
盲人安全つえ	6(0)	0(0)	電 動 車 い す	2(0)	4(0)
義 眼	1(1)	0(0)	そ の 他	8(3)	3(1)
合 計				135(43)	104(22)

()内は児童分で再掲

(2)身体障害者補装具等自己負担金助成

補装具等を交付・修理した際、その世帯の税額に応じて生ずる自己負担金を全額助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用件数	343（62）件	323（54）件	350（57）件

（ ）内は児童分で再掲。

3 医療費に関する助成等

ア.自立支援医療費(育成医療)

18歳未満の児童で、身体の疾患を除去、軽減する効果が期待できる手術等を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	18人	15人	17人

イ.自立支援医療費(更生医療)

18歳以上の身体障がい者で、障がいの軽減や日常生活を容易にするための医療を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	83人	140人	161人

ウ.自立支援医療費(精神通院医療)

精神障がい者が精神通院医療を指定医療機関で受けたとき、市民税の課税状況に応じ、一定額の医療費の給付を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	1,512人	1,546人	1,616人

エ.精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳所持者の自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分を助成します。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	636人	693人	730人

オ.重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳㊦～Aの2）又は精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者が要した医療費（保険適用）の自己負担分を助成しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	1,469人	1,412人	1,386人

4 就労支援・雇用推進等

チャレンジドオフィスなりた（平成26年開始）

一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として障がいのある方を雇用し、働く場の提供、市役所職員の障がい者への理解促進、民間企業等への就労訓練を目的に、市役所内の各課から持ち込まれた印刷業務などに従事しています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
雇用者数	2人	3人	4人
業務件数	361件	373件	395件

5 福祉施設等

ア.のぞみの園

障がい者の就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や生活指導を行い、障がい者の社会参加を促進しています。平成21年度から就労継続支援B型へ移行しました。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	53人	53人	49人

イ.成田市あじさい工房

精神障がい者の福祉的就労の場を提供するとともに、生活指導を行い、障がい者の社会参加を促進しています。平成24年度に、精神障害者小規模通所授産施設から日中一時支援事業所へ移行しました。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	50人	56人	57人

ウ.ことばの相談室

成田市子ども発達支援センターにおいて、ことばの遅れ、発音の誤り、吃音、難聴などにより、コミュニケーションがうまくとれない就学前のお子さんに対し、相談及び訓練を行い、言語発達とコミュニケーションの支援を行っています。

	平成29（2017）年	平成30（2018）年	令和元（2019）年
実利用者数	97人	122人	173人

6 その他(手当等)

ア.特別児童扶養手当(国)

在宅で、精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者に対し、児童福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給しています。

イ.障害児福祉手当(国)

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に、手当を支給しています。

ウ.特別障害者手当(国)

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に、手当を支給しています。

エ.重度知的障害者福祉手当(県)

療育手帳Aの2以上の在宅知的障がい者で国の手当に該当しない方に支給しています。

オ.重度心身障害児福祉手当(市)

身体障害者手帳2級以上及び療育手帳Aの2以上の在宅心身障がい児で、国の手当に該当しない方に支給しています。

カ.重度身体障害者福祉手当(市)

身体障害者手帳2級以上の在宅身体障がい者で、国・県の手当に該当しない方に支給しています。

キ.中度知的障害者児福祉手当(市)

療育手帳Bの1の認定を受けた在宅知的障がい者児に対し、手当を支給しています。

ク.軽度知的障害者児福祉手当(市)

療育手帳Bの2の認定を受けた在宅知的障がい者児に対し、手当を支給しています。

ケ.特別障害者等介護者手当(市)

市内に3年以上居住し、在宅でねたきり等の特別障害者手当受給資格者を介護している方に手当を支給しています。

コ.重度精神障害者児福祉手当(市)

精神障害者保健福祉手帳1級・2級の在宅精神障がい者児に対し、手当を支給しています。

サ.軽度精神障害者児福祉手当(市)

精神障害者保健福祉手帳3級の在宅精神障がい者児に対し、手当を支給しています。

シ.指定難病等見舞金(市)

特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害等受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け、療養している場合、見舞金として月額5千円を支給しています。

また、指定難病等見舞金受給者が「成田市障害者福祉手当」、「ねたきり高齢者福祉手当」、「重度認知症高齢者介護手当」を受給している場合は併給制限により、指定難病等見舞金が支給停止になります。

(ア～サの手当に関しては、所得制限等により支給できない場合があります。)